

第 5 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成23年10月31日

(平成22年度決算)

(農林水産部・警察本部・出納局・各種委員会等)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成23年10月31日（月曜日）

午前 9 時58分開議  
午後 0 時12分休憩  
午後 1 時16分開議  
午後 2 時 7 分休憩  
午後 2 時17分開議  
午後 2 時49分閉会

本日の会議に付した事件

議案第48号 平成22年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第49号 平成22年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第52号 平成22年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第58号 平成22年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第59号 平成22年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

委員長 藤川 隆夫  
副委員長 守田 憲史  
委員 早川 英明  
委員 岩下 栄一  
委員 城下 広作  
委員 松田 三郎  
委員 池田 和貴  
委員 田代 国広  
委員 松岡 徹  
委員 淵上 陽一  
委員 高木 健次

欠席委員(2人)

委員 村上 寅美  
委員 鎌田 聡

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福島 淳  
総括審議員兼経営局長 梅本 茂  
政策審議監 豊田 祐一  
生産局長 麻生 秀則  
農村振興局長 大薄 孝一  
森林局長 藤崎 岩男  
水産局長 神戸 和生  
農林水産政策課長 国枝 玄  
首席審議員兼団体支援課長 吉田 國靖  
農地・農業振興課長 船越 宏樹  
担い手・企業参入支援課長 田中 純二  
流通企画課長 板東 良明  
むらづくり課長 原 俊彦  
農業技術課長 松尾 栄喜  
農産課長 本田 健志  
園芸課長 野口 法子  
畜産課長 平山 忠一  
首席審議員兼農村計画課長 宮崎 雅夫  
技術管理課長 大里 正明  
農地整備課長 田上 哲哉  
森林整備課長 河合 正宏  
林業振興課長 岡部 清志  
森林保全課長 本田 良三  
水産振興課長 鎌賀 泰文  
漁港漁場整備課長 平尾 昭人

警察本部

本部長 中尾 克彦  
警務部長 金高 弘典  
生活安全部長 古川 隆幸  
刑事部長 吉田 親一  
交通部長 中野 洋信  
警備部長 吉村 郁也

参事官兼首席監察官 池 部 正 剛  
 参事官兼警務課長 吹 原 直 也  
 参事官兼会計課長 田 上 隆 章  
 会計課課長補佐 平 山 浩 之  
 理事官兼総務課長 赤 星 裕  
 理事官兼厚生課長 早 野 壽 志  
 参事官兼  
 生活安全企画課長 堀 江 伸  
 参事官兼地域統括官 木 庭 慶 章  
 参事官兼刑事企画課長 吉 長 立 志  
 参事官（組織犯罪対策） 潮 崎 樹 典  
 参事官（運転免許） 江 藤 弘 文  
 理事官兼交通指導課長 一ノ瀬 範 秋  
 理事官兼交通規制課長 高 野 利 文  
 参事官兼警備第一課長 高 橋 功 作  
 参事官兼教養課長 緒 方 博 文

出納局  
 会計管理者兼出納局長 中 山 寛  
 首席審議員兼会計課長 田 上 勲  
 管理調達課長 清 田 隆 範

人事委員会事務局  
 局 長 田 崎 隆 一  
 首席審議員兼総務課長 松 見 久  
 公務員課長 松 永 寿

監査委員事務局  
 局 長 本 田 惠 則  
 首席審議員兼監査監 山 中 和 彦

労働委員会事務局  
 局 長 柳 田 幸 子  
 審査調整課長 吉 富 寛

議会事務局  
 局 長 井 川 正 明  
 次長兼総務課長 黒 田 祐 市  
 議事課長 池 田 正 人  
 政務調査課 松 永 康 生

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 一 博  
 議事課課長補佐 平 田 裕 彦

議事課課長補佐 井 隆 彦  
 議事課課長補佐 上 野 弘 成

午前9時58分開議

○藤川隆夫委員長 それでは、ただいまから、第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、初めに農林水産部の審査を行い、その後、警察本部及び出納局、各種委員会等の審査を行うこととしております。

それでは、これより農林水産部の審査を行います。

まず、農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、福島農林水産部長。

○福島農林水産部長 農林水産部の総括説明を行います。

○藤川隆夫委員長 着席で……。

○福島農林水産部長 そうですか。失礼します。

平成22年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において、施策推進上改善または検討を要するものとして御指摘のありました事項のうち、農林水産部関係の事項について、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部局共通事項として「収入未済の解消については、例年の指摘にかかわらず、取り組みが不十分である。また、債権管理を徹底し徴収の強化を図るとともに、収納が見込めないものについては、所要の措置を講じること。」また、農林水産部の事項として「国営土地改良事業費負担金の収入未済額については、年々増加しており、これまでの指摘にもかかわらず解消されていない。営農指導による生産性の向上

や、法的措置の強化などの詳細な検討を行い、土地改良区に対し具体的かつきめ細かな指導を行うこと。農業改良資金については、日本政策金融公庫と連携して、未収金が生じないようきめ細かな指導を行うこと。」また「熊本県林業公社の借入金残高が297億円と多額になっており、引き続き経営改善に取り組むとともに、国の支援を求めていくこと。」との御指摘がございました。

収入未済の解消のための取り組みとして、まず、農林水産部として、昨年12月に農林水産部未収金対策会議を立ち上げ、各課における取り組みの現状及び課題の把握並びに今後の取り組み方針を検討いたしました。

その中で、督促や担保の強化、計画的に返納していただくための分納計画の策定に力を入れてまいりました。また、収納が見込めないものについては、滞納処分や不納欠損処分を実施するなど、部を挙げて取り組んでおります。

国営土地改良事業負担金については、土地改良区に対し、時期をとらえたきめ細かな徴収指導を行った結果、新規の賦課額以上に徴収することができ、前年度の未収金残高を下回りました。

今後も、実効性のある分納誓約書の徴収や定期的なその履行状況の確認、また、納付状況が悪い未納者への滞納処分についての具体的かつきめ細かな指導を行い、収入未済の減少に努めてまいります。

あわせて、営農支援による生産性及び収益を向上させるために、関係機関で構成する営農対策協議会を開催し、農業経営の改善や企業の農業参入などの支援による未収金解消に引き続き取り組んでまいります。

また、農業改良資金につきましては、昨年10月から貸し付け主体が日本政策金融公庫に移りましたが、貸し付け条件である資格の認定については、引き続き県で実施しており、公庫と連携しながらきめ細かな指導に取り組

んでまいります。

林業公社につきましては、平成20年3月の熊本県林業公社経営改善委員会からの報告を受け、長伐期化の推進や分収割合の見直し等の追加的改善策に取り組んでいるところであり、県としても引き続き追加的改善策が着実に実行されるよう支援していくこととしています。

また、本県と同様の課題を抱える他都府県と連携し、国等に対し経営改善のための支援策に関する要望を行っております。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の平成22年度決算の概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、一般会計、特別会計合わせて収入済み額は445億9,133万7,000円で、調定額に対する収入率は99.3%となっております。収入未済額は2億9,421万7,000円及び不納欠損額は7,000円でございます。

次に、歳出決算でございます。

一般会計、特別会計合わせまして、予算現額882億2,879万5,000円に対し、支出済み額701億7,169万6,000円で、79.5%の執行率となっております。

翌年度への繰越額は155億1,607万9,000円で、前年度の繰越額より約46億円減少しております。

また、不用額は25億4,102万円でございますが、これは、補助事業等における要望額の減等による事業量の減少や経費節減等による執行残、林業・木材産業改善資金などの各種貸付金において、貸付金枠に対し需要が当初見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上が農林水産部の決算の概要でございます。詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 引き続き、各課長の説明をお願いいたします。

国枝農林水産政策課長。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課長の国枝でございます。

お手元の資料は、決算特別委員会説明資料、これは歳入歳出を各課ごとにまとめたものでございます。もう1冊の方が附属資料でございます。繰越事業、収入未済等についての説明資料でございます。

最初の説明資料の方に従って説明を進めさせていただきます。

目次をめくっていただきまして、1ページが歳入歳出決算の総括表でございます。こちらにつきましては、先ほど部長の方から御説明申し上げました。

ページをめくっていただきまして、2ページからでございます。

農林水産政策課分につきましては、本課分とそれから所管しております農研センター、林業研究指導所、水産研究センターについて、資料2ページから御説明を申し上げます。

まず、歳入につきましてですけれども、こちらにつきましては表の方の中央右、予算現額と収入済み額との比較と欄がございますが、ここの差額の大きいものについてのみ説明させていただきます。

2ページの使用料のうち、上から3段目、農業公園使用料について50万円余の収入未済額がございます。未収金につきましては、附属資料の方で後ほど御説明させていただきます。

3ページからは国庫補助金についてでございます。

予算現額と収入済み額との比較の欄ですが、上から2段目、農業費国庫補助金が4億6,196万円余、下から4段目、林業費国庫補助金が6,349万円余、次のページ4ページに

行きまして、上から4段目ですが、水産業費国庫補助金が6,944万円余の決算が生じております。これらにつきましては、繰り越し等による減でございます。

6ページをお願いいたします。

6ページ、下から3段目の農畜産物売払収入につきまして1,423万円余の増額となっております。これは、農業研究センターにおける生産物の出荷量の増加及び市場価格の変動に伴う収入の増となっております。

最下段の繰越金につきまして、予算現額と収入済み額の比較で658万円余の差が生じておりますが、これは繰越事業に充てていた地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これにつきまして財源更正をしたことによるものでございます。

当課関係につきましては、不納欠損はございません。

次、歳出につきまして説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。9ページから歳出でございます。

1段目、総務費のうち、一般管理費につきましては、繰越額、不用額ともございません。

中段の農業総務費の不用額1,442万円余につきましては、備考欄に記載しておりますが、経費節減による執行残や、それから人件費の執行残等でございます。

10ページをお願いいたします。

農業研究センター費の翌年度繰越額4億7,000万円余につきましては、国の経済対策交付金事業を活用し、老朽化した施設の改修、整備等に要する経費を繰り越したものでございます。繰り越しについては、後ほど附属資料の方で説明させていただきます。

なお、上下段ともにそれぞれ不用額が生じてございますが、それぞれ経費節減等による執行残とかそれから人件費の執行残となっております。

次、11ページをお願いいたします。

最下段の林業研究指導所費の翌年度繰越額6,649万円余、それから次のページでございますが、こちらの下段の水産研究センター費の翌年度繰越額6,800万円につきましては、先ほどの農研センター同様、経済対策に伴う老朽化施設の改修、整備等に要する経費を繰り越したものでございます。繰り越しについても後ほど説明させていただきます。

また、11ページ、12ページとも不用額が発生しておりますが、これらも経費節減等による執行残、それから人件費の執行残でございます。

なお、経費節減の主なものにつきましては、コピー用紙の両面使用の徹底でありますとか、会議資料の作成部数の削減による需用費の縮減、公用車の利用や効率的な出張用務の配分による出張回数の減などによる旅費の減額ということによるものでございます。

このほか、人件費につきましても、定時退庁の徹底でありますとか、時間外縮減週間の設定等による時間外勤務の縮減等によって節減を図ったものとなっております。

続きまして、附属資料の方をお願いいたします。

目次をめくっていただきまして、1ページの方をお願いいたします。

当課関係の繰越事業について御説明申し上げます。

1ページが明許繰越となっております。先ほど申し上げました国の経済対策交付金事業を活用した農研センター、林業研究指導所、水研センター施設の改修、整備、それから試験研究機器の購入費等としまして、合計で5億3,939万円余の明許繰越がございました。一番下の段の左から5つ目の欄にございます。

これらの理由としましては、いずれも2月補正予算により計上したため工期が限られていたこと、それから、より効率的な施工を行

うために工事の設計、仕様の検討等に時間を要したことによるものでございます。現在、早期完成に向けて、鋭意取り組んでいるところでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

こちら事故繰越となっております。これらにつきましては、東日本大震災の影響により、農研センターの人工光型気象室設置工事というのがございまして、これにおける人工光の光源用ランプ、それから試験研究機器である冷凍機につきましては、合計で6,510万円余の事故繰越がございました。この理由としましては、東日本大震災の影響により、製造、それから納品等についておくれが生じたものとなっております。

次に、44ページをお願いいたします。

44ページは、当課関係の収入未済に関する御説明でございます。

農業公園使用料につきまして、50万円余の収入未済額がございました。これは、農業公園内にありましたレストランの使用許可を受けていた方の経営悪化により滞納が生じたものでございます。

最下段、平成22年度の未収金対策という欄に、4番のところですが、ここに記載してありますとおり、未収金につきましては、分納誓約書に基づき、毎月未納者宅を職員が訪問しており、分納を受けてございます。引き続き、未収金の早期回収に向けて適正に管理してまいりたいと考えております。

なお、当課関係で定期監査の公表事項はございませんでした。

農林水産政策課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○吉田団体支援課長 団体支援課長の吉田でございます。

団体支援総室分を、昨年度分を主に説明させていただきます。

本年度定期監査での指摘事項はございません。

委員会説明資料に従いまして、主な事項について説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明申し上げます。

歳入につきましては、13ページから15ページまででございます。不納欠損はございません。

13ページ、上から2段目の農業改良資金特別会計繰入金でございますが、予算現額と収入済み額との比較で976万円余の減額となっております。これは、農業改良資金特別会計の終了に伴いまして、特別会計の残余金を一般会計に繰り入れるものでございまして、22年度の償還額が見込みを下回ったことによるものでございます。

14ページをお願いいたします。

上から5段目の農業経営改善促進資金貸付金回収金について、予算現額と収入済み額との比較で2,106万円余の減額となっております。これは、貸し付け見込みより貸し付け実績が下回ったために生じたものでございます。

その下の6段目の漁協金融円滑化貸付金元利収入につきましては1,067万円余の収入未済額がございます。収入未済につきましては、後ほど附属資料でまとめて説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳出につきましては、16ページから18ページでございます。

16ページ、上から3段目の農業総務費の不用額121万円余につきましては、人件費の執行残でございます。

その下の段の農業金融対策費の不用額3,728万円余につきましては、その右の備考欄の事業の概要にありますように、各種資金の需要が見込みを下回ったためなどによる執行残

でございます。

17ページをお願いいたします。

1段目の農業協同組合指導費の不用額280万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

下から3段目の林業総務費の不用額104万円余につきましては、人件費の執行残でございます。

次の段の林業振興指導費の不用額175万円余につきましては、主に経費節減による執行残でございます。

18ページをお願いいたします。

2段目の水産業協同組合指導費の不用額1,195万円余につきましては、主に赤潮被害対策資金の貸付額が貸し付け見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

農業改良資金特別会計について御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。不納欠損はございません。

下から2段目、諸収入のうち、農業改良資金貸付金償還元金につきましては4,767万円余の収入未済がございます。これにつきましても、収入未済で一括して御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の農業改良資金助成金の不用額190万円余につきましては、資金管理事務委託料の減によるものでございます。

下段の一般会計繰出金の不用額976万円余につきましては、農業改良資金貸付金特別会計の終了に伴います特別会計の残余金が見込み額を下回ったことによるものでございます。

21ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計について御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。不納欠損はござ

いません。

下から4段目の諸収入のうち、林業・木材産業改善資金貸付金償還元金について3,386万円余の収入未済額がございます。これにつきましても、後ほど一括して説明させていただきます。

また、これにつきましては、予算現額と収入済み額との比較で5,060万円余の減額となっております。この内訳は、3,386万円余の収入未済額に加え、貸付額が見込みを下回ったために生じたものでございます。

なお、2段目の繰越金につきましては、予算現額と収入済み額との比較で2億8,900万円余の差が生じております。これは、当初、繰越金を2億1,893万円余と見込み計上いたしましたけれども、前年度の貸し付けの残であります不用額が見込みより大きく、繰越額が見込みよりふえたものでございます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上から2段目の林業・木材産業改善資金助成金の不用額2億5,283万円余につきましては、林業者の資金需要が計画額を下回ったためございまして、これは貸付財源として次年度に繰り越すものでございます。

24ページをお願いいたします。

最後になりますけれども、沿岸漁業改善資金特別会計について御説明をいたします。

まず、歳入でございます。不納欠損はございません。

上から4段目、諸収入のうち、沿岸漁業改善資金貸付金償還元金について1,352万円余の収入未済がございます。これにつきましても、後ほど説明させていただきます。

なお、2段目の繰越金につきましては、予算現額と収入済み額との比較で2億6,297万円余の差が生じております。これは、当初、繰越金2,829万円余を計上いたしておりましたけれども、前年度の貸付残である不用額が見込みより大きく、繰越額が見込みよりふえた

ために生じたものでございます。

25ページでございます。お願いします。

歳出でございます。

沿岸漁業改善資金助成金の不用額1億1,546万円余につきましては、漁業者の資金需要が計画を下回ったためでございます。これも貸付財源として次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、附属資料45ページをお願いいたします。

収入未済について御説明申し上げます。

これまでの説明におきまして、4つの資金につきまして収入未済を計上いたしておることを説明させていただきました。45ページと46ページの第1段が、その未収金の決算の一覧でございます。

その4つの資金に係ります収入未済額の合計は、46ページをお願いいたしますけれども、46ページの2段目の表2の収入未済額過去3年間の推移として掲載しております表の一番右の最下段にありますように1億600万円余となっております。そして、この金額は、その左の欄の21年度末の計、3つほど左側の欄になりますけれども、1億100万円余から約500万円増加をいたしております。

その一番の要因につきましては、その表の一番上段にあります漁協金融円滑化貸付金回収金の収入未済額が21年度の290万円から1,000万円になったという、700万円ふえたということが主な要因でございます。

その下の3の平成22年度収入未済額の状況をごらんください。

この表は、延滞者がどのような状況にあるか、その内訳を示しておりますが、分割納付中が全体の87%の26名ということでございます。残りは、生活困窮と所在不明でございます。

47ページに未収金を回収するための取り組み状況を簡単に記載しておりますが、それについて御説明いたします。



5行目にあります漁協金融円滑化貸付金につきましては、延滞いたしております漁協に対してだけでなく、連帯保証人に対しても催告を行い、早急な納付を求めています。

当該漁協におきましては、高額となった延滞額を重く受けとめ、現在経営再建と並行した納付に向けて組合員に働きかけるなど、早期の納付に努力されております。引き続き、適切な経営再建と早期の納付を指導してまいります。

その次の農業改良資金につきましては、延滞者12名のうち9名が分割納付中であり、分納の確実な履行と同時に、振興局及びJAと連携して技術指導や経営改善指導を行い、農家の経営改善による確実な納付がなされるよう努めております。

その次の林業・木材産業改善資金につきましても、1件の破産案件以外は分納中であり、その確実な納付を指導いたしますとともに、破産案件につきましては、担保物件の競売等の処分に向け、現在裁判所、町と協議中でございます。

最後の沿岸漁業改善資金につきましては、延滞者全員が分納するという申し出をされておりますが、漁業経営環境の厳しい中、債務者に加え連帯保証人に対しても催告を行い、着実な納付がなされるよう努めております。

なお、今年度におきまして、繰り越した未収金のうち、現在520万円の回収を確認いたしております。

団体支援課は以上でございます。どうぞ審議をよろしくお願いいたします。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課長の船越でございます。よろしくお願いいたします。

農地・農業振興課の方は定期監査におきまず公表事項はございません。

それでは、一般会計の歳入につきまして御説明いたします。

資料の方の26ページをお願いいたします。26ページでございます。

国庫支出金でございますけれども、不納欠損、収入未済ともございません。

続きまして、27ページ、下のページですが、諸収入におきましても、不納欠損、収入未済ともございません。

それでは、続きまして、一般会計の歳出について御説明いたしたいと思っております。

資料の28ページをお願いします。

上段の総務費の一般管理費でございますが、不用額はございません。

次に、農林水産業費の農業総務費でございますが、不用額は事業要望額の減少に伴います執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、下から2段目でございますが、農地総務費でございますが、不用額は人件費の執行残でございます。

次に、農地調整費でございますが、不用額は国の委託事業の入札残及び経費節減に伴う執行残でございます。

農地・農業振興課は以上のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田中担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課長の田中でございます。

当課におきましては、定期監査における公表事項はございません。

まず、一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料の29ページをお願いいたします。

一番上の段、使用料及び手数料について、不納欠損、収入未済額はございません。

次に、下から2つ目の段、国庫支出金について、不納欠損、収入未済額はございません。予算現額と収入済み額との比較で1億600万円余りの減額となっておりますが、繰り越しによるものでございます。

30ページをお願いいたします。

下段の財産収入には、不納欠損、収入未済額ともございません。

一番下の生産物売払収入において増額となっておりますが、生産量の増及び市場価格の変動によるものでございます。

31ページをお願いいたします。

繰入金及び諸収入とも不納欠損、収入未済額はございません。

続きまして、一般会計の歳出について御説明いたします。

資料の32ページをお願いいたします。

上段の農林水産業費の農業総務費でございます。不用額は、人件費の執行残、緊急雇用対策事業における雇用希望者の減少に伴う事業要望の減及び経費節減に伴う執行残でございます。

次の農業改良普及費でございます。

翌年度繰越額156万円余りにつきましては、企業等農業参入支援事業分でございます。こちらは繰越事業調べの中で御説明させていただきます。不用額は、ふるさと雇用事業における研修希望者の減少及び経費節減に伴う執行残でございます。

次の農業指導施設費でございます。

翌年度繰越額1億1,194万円余につきましては、農業大学の施設整備費分でございます。こちら繰越事業調べの中で御説明させていただきます。不用額は、人件費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

一般会計は以上でございます。

それでは、農業改良資金特別会計の歳入について御説明いたします。

資料33ページをお願いいたします。

この特別会計は、新規就農者に対して就農のための資金を貸し付けるものでございます。繰越金及び諸収入とも不納欠損、収入未済額はございません。

繰越金の予算現額と収入済み額との比較で6,600万円余の増額が出ておりますが、前年

度の貸付額の減等によるものでございます。諸収入における増額は、貸付金の繰り上げ返済によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の34ページをお願いいたします。

上段の農林水産業費、農業改良資金でございますが、不用額はございません。

備考欄に就農支援資金貸付特別会計への繰り出しと記載しております。これは、法律改正に伴い移行しました特別会計へ資金を繰り出したものでございます。

次に、公債費及び諸支出金ともに不用額はございません。

続きまして、附属資料の3ページをお願いいたします。

ここに、繰り越しの4つの事業を挙げております。いずれも農業大学校関係の事業で、平成22年度2月補正予算で御承認いただいたものでございます。

一番上の段、企業等農業参入支援事業におきまして156万円余の繰り越しがございました。この事業は、農業参入を検討する企業等に対して研修を行うものです。研修に使用するビニールハウス等の建築に要する経費でございましたが、研修計画の策定に日数を要したため、繰り越しとなったものでございます。

次の段、施設整備費において6,408万円余の繰り越しがございました。この事業は、農業大学の哺育牛牛舎1棟の建てかえと設備等の整備を図るものでございます。施設の設計に日数を要したために繰り越しとなったものでございます。既存建物の解体を行い、12月には新牛舎建設に着工し、年度内の竣工を予定しております。

次の施設整備費(農大備品)では、814万円余の繰り越しがございました。この事業は、学生の実習に使用するトラクター等教材の更新、整備を行うものでございます。機種を選

定に日数を要したために繰り越しとなったものでございます。

次の施設整備費（緊急経済対策分）で3,971万円余の繰り越しがございました。この事業は、学生の実習に使用する教材の更新、整備を行うものでございます。機種を選定に日数を要したために繰り越しとなったものでございます。

担い手・企業参入支援課は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○板東流通企画課長 流通企画課長の板東でございます。

流通企画課は、定期監査における公表事項はございません。

それでは、一般会計の歳入について御説明いたします。

資料の35ページをお願いいたします。

諸収入でありますけれども、不納欠損、収入未済額ともございません。

続きまして、一般会計の歳出について御説明いたします。

資料は36ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費の一般管理費でございます。ここには不用額はございません。

次に、農林水産業費の農業費でございます。農業総務費であります。不用額につきましては、人件費の執行残と経費節減に伴う執行残でございます。

流通企画課は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原むらづくり課長 むらづくり課の原でございます。

本課は、4月に農地・農業振興課と農村整備課、農業技術課のそれぞれの一部業務を引き継いで発足いたしました。定期監査における公表事項はございませんでした。

次に、一般会計の歳入について御説明いた

します。

説明資料の37ページをお願いいたします。

分担金及び負担金でございます。県営中山間地域総合整備事業実施に伴う地元負担金等でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。

中ほどの国庫支出金でございますが、これは中山間地域等直接支払交付金等に対する国庫補助金の収入でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。

39ページをお願いいたします。

財産収入でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、繰入金でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。予算現額と収入済み額との差額につきましては、事業量の減によるものでございます。

諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

41ページをお願いいたします。

まず、農業費の農業総務費でございますが、中山間地域等直接支払事業等に要した経費でございます。不用額の2,700万円余につきましては、市町村要望額減による執行残と経費節減に伴う執行残でございます。

次に、農作物対策費でございますが、農地・水・環境保全向上対策事業、営農活動支援等に要した経費でございます。不用額の600万円余につきましては、市町村等要望額減による執行残と経費節減による執行残でございます。

42ページをお願いいたします。

農業構造改善事業費でございますが、地域担い手経営基盤強化総合対策実践事業等に要した経費でございます。翌年度繰越額が生じておりますが、繰越事業につきましては、後ほど説明させていただきます。不用額の9,900万円余につきましては、市町村等要望額減

による執行残と経費節減に伴う執行残でございます。

次に、農地費の土地改良費でございますが、県営中山間地域総合整備事業に要した経費でございます。翌年度繰り越しにつきましては、後ほど説明させていただきます。不用額の400万円余につきましては、経費節減によるものでございます。

次に、繰り越しについて説明いたします。

附属資料の4ページをお願いいたします。

1段目の農業構造改善費の地域担い手経営基盤強化総合対策実践事業で1,300万円余の繰り越しがございました。

この事業は、農業者の施設整備に対して補助を行うものですが、口蹄疫の発生によりまず計画見直しに不測の日数を要したため、繰り越しとなったものでございます。

また、資料の6ページにお進みください。

同じ事業でございますけれども、東日本大震災によりまして必要な機材の入手ができなくなって1,700万円余の事故繰越となったものでございます。両地区とも6月までの竣工をいたしております。

4ページに戻っていただきたいと思っております。

2段目以降の土地改良費でございますが、県営中山間地域総合整備事業費15地区、4億6,200万円余の繰り越しがございました。

繰り越し理由につきましては、主なものとして、用地買収の不調、地元調整及び工法検討等に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。9月1日現在で1地区が完了いたしております、残り14地区についても年度内完了の予定でございます。

むらづくり課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松尾農業技術課長 農業技術課長の松尾でございます。

まず、定期監査における公表事項について御説明申し上げます。

収入証紙の消印につきまして、肥料登録申請書に貼付された収入証紙の消印日が申請書の受理日の翌日以降になっているとの指摘がございました。これは、申請書を受理後、肥料の成分量の分析ですとか審査を行い、不備がないと認められた段階で証紙の消印を行っていたため、受理日と収入証紙の消印日が相違したものでございます。

今後は、受理日と手続開始日、消印日が同日であることが適切であるということを再認識いたしまして、申請書を受理した時点で収入証紙に消印を行うことといたします。

次に、一般会計の歳入について御説明いたします。

資料の43ページから44ページまでが歳入となっておりますが、いずれも不納欠損、収入未済額ともございません。

次に、歳出について御説明いたします。

資料の45ページをお願いいたします。

上段の総務費でございますけれども、繰り越し、不用額ともございません。

次に、その下の段、農林水産業費の農業総務費、それから農業改良普及費でございますが、不用額は各地域振興局普及指導員等の職員給与費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

資料46ページをお願いします。

農業振興費、それから農作物対策費及び植物防疫費でございますけれども、不用額は経費節減に伴う執行残でございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田農産課長 農産課でございます。

農産課は、定期監査における公表事項はございません。

資料の47ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額並

びに収入未済額はありません。

6段目の食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金が12億1,064万円の減となっておりますが、これは国からの内示減及び平成23年度への繰り越しによるものでございます。

続きまして、歳出についてですが、資料は49ページをお願いいたします。

まず、農林水産業費の農業総務費ですが、不用額141万円余は人件費の執行残でございます。

次に、農作物対策費ですが、翌年度繰越額6億6,295万円余につきましては、後ほど別とじの附属資料で御説明申し上げます。

また、不用額7億1,691万円余の主な内容といたしましては、国の内示額の減による執行残が5億5,000万円余、残りは入札残や経費節減によるものでございます。

続きまして、別とじの附属資料の繰越事業について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

まず、生産総合事業として、松橋地区、阿蘇地区で実施しております食料自給率向上・産地再生緊急対策事業についてですが、安全対策の調整並びに騒音、振動対策の調整等に不測の期間を要したことによるものでございます。

また、3段目の小麦高付加価値システム化事業につきましては、人員配置の調整に、また、4段目のくまもと地産地消の家づくり推進事業につきましては、資材の入手に不測の期間を要したことによるものでございます。

農産課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○野口園芸課長 園芸課です。

定期監査の結果について公表事項はございません。

一般会計の歳入関係につきまして、説明資料50ページをお願いいたします。

不納欠損額、収入未済額ともにございませ

ん。

51ページの歳出関係について御説明申し上げます。

翌年度繰り越しにつきましては、後ほど資料で説明をいたします。

不用額について2,980万円余でございます。不用額を生じた主な理由は、委託料の入札残に伴います執行残、それから経費節減に伴います執行残でございます。

それでは、附属資料の8ページをお願いいたします。

熊本みかん高品質化緊急対策事業ということで、マルチ資材の事業でございますけれども、2月補正でお願いしたものでございます。現在、事業終了しております、実績報告が提出されている状況でございます。

以上、園芸課でございます。よろしく御願いたします。

○平山畜産課長 畜産課長の平山でございます。

初めに、定期監査における公表事項について御説明いたします。

ミツバチの転飼に関する許可申請手数料につきましては、収入証紙により収入しておりますが、証紙消印日が申請書受理日と異なっているとの御指摘を受けました。

ミツバチの転飼は、ハチみつ採取あるいはみつろう等の採取のためにミツバチを移動して飼育することでございます。転飼に関する許可に当たりましては、事業者間の調整などに時間を要しますが、この調整が整った後に消印を行っていたことから日付に相違が生じたものでございます。御指摘を受けまして、申請書受理日に証紙消印を行うように改善いたしました。

次に、決算についてでございます。資料に基づきまして説明させていただきます。

歳入につきまして、資料の52ページから57ページでございます。

不納欠損額、収入未済額はありませぬ。予算現額と収入済み額につきましては、差額の大きいもののみについて説明させていただきます。

まず、53ページの3段目でございます。

国庫支出金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で3億1,100万円余の差が生じておりますが、主に事業の繰り越しによる減でございます。額が大きなものは、下から4段目の公社営畜産基地建設事業費補助の1億3,500万円余と54ページの3段目でございます食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金の1億2,000万円及びその下の地域活性化交付金の4,100万円余でございます。

次に、歳出について説明いたします。

説明資料の58ページをお願いいたします。

1段目の総務費につきましては、翌年度繰越額及び不用額ともにございません。

中段の畜産総務費の不用額は人件費の執行残でございます。

下段の畜産振興費の翌年度繰越額2億1,064万円余につきましては、畜産流通センター及びTMRセンターの整備関係でございます。

繰り越しにつきましては、後ほどまとめて説明させていただきます。

不用額7,533万円余につきましては、右の備考欄に内訳を記載しておりますが、主に畜産総合対策事業で、団体からの要望が想定より少なかったことによる執行残などでございます。

59ページの1段目、家畜保健衛生費の翌年度繰越額5,275万円余は、主に口蹄疫対策関係の防疫資材備蓄倉庫整備関係でございます。また、不用額7,142万円余は、口蹄疫関係事業の一部を国の直接採択事業へ振りかえたことによる執行残でございます。

下段の草地開発費の翌年度繰越額2億321万円余は畜産基地建設整備関係でございます。

続きまして、附属資料の9ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。上の表は明許繰越でございます。

1段目の熊本県食肉輸出促進対策事業は、熊本県畜産流通センターの整備事業で1億3,564万円余の繰り越しがございますが、施工に当たり、地元から大型車の通行制限の要望を受け、調整に不測の日数を要したものでございます。

2段目は、八代の飼料製造施設TMRセンターの整備関係で7,500万円の繰り越し、3段目は、口蹄疫対策のための防疫資材備蓄倉庫整備関係で5,230万円余の繰り越しがございますが、経済対策関係の交付金を活用して補正予算で計上したもので、地元調整や設計などに時間を要したことによるものでございます。

4段目、公社営畜産基地建設事業は2億321万円余の繰り越しでございますが、飼料基地を整備する農用地整備事業であり、地元から排水処理に関する要望を受け、調整に不測の日数を要したものでございます。

下段は事故繰越でございます。

家畜保健衛生所の備品整備関係で、東日本大震災により備品の納品がおくれたことによるものでございます。繰り越しを行った事業の一部は完了しておりますが、その他施工中のものについても早期完成に努めてまいります。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○宮崎農村計画課長 農村計画課の宮崎でございます。

定期監査の結果、公表事項はございません。

次に、一般会計の歳入について御説明をいたします。

説明資料の60ページをお願いいたします。

上から2段目でございますが、分担金及び負担金の国営土地改良事業費負担金で収入未済額が1億60万円余というふうになっておりまして、これが冒頭、部長から御説明をいたしました収入未済についての項目でございます。

この収入未済額につきましては、右の備考にございますように、国営土地改良事業として実施をいたしました横島地区、それから矢部地区、羊角湾地区の受益者負担金でございます。これに係る収入未済ということでございます。これにつきましては、後ほど附属資料で詳しく御説明をさせていただきます。

次に、60ページの上から4段目から、次の61ページの国庫支出金及び諸収入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、歳出につきまして御説明をいたします。

62ページをお願いいたします。

上段の農林水産業費の農地総務費でございます。これは主に職員給与費でございますが、不用額の178万円余につきましては、人件費の執行残ということでございます。

下段の土地改良費でございますけれども、備考欄の事業の概要で記載しておりますけれども、国営土地改良事業直轄負担金から、次の63ページでございますが、きめ細かな農業農村整備事業まで16項目ございます。不用額の2,500万円余につきましては、入札に伴う執行残、経費節減に伴う執行残及び事業減少に伴う執行残ということでございます。

繰越金の1,100万円余につきましては、備考欄の事業の15番目の農業農村整備推進交付金でございますが、これは後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

63ページをお願いいたします。

下段の農地防災事業費でございますが、これは玉名・横島地区で実施しております直轄海岸保全事業の県負担金でございます。繰

越額はございません。

次に、繰り越しについて御説明をいたします。

附属資料の10ページをお願いいたします。

農業農村整備推進交付金でございますが、これは市町村や土地改良区が実施をいたします団体事業への県の補助事業を整理統合いたしまして、市町村の推進計画に基づきまして交付金として交付をするものでございますが、この中で玉名市が実施をいたします排水路工事の施工に当たりまして、工法等の選定に不測の日数を要したために、本年度に明許繰越をしたものでございます。本年度には完成する予定でございます。

次に、収入未済につきまして御説明をいたします。

附属資料の48ページをお願いいたします。

先ほど御説明をいたしました国営土地改良事業費負担金の収入未済についてでございます。

48ページの下に、ちょっと細こうございますけれども、参考1ということで流れ図を記載しております。これで、まず、国営土地改良事業の受益者負担金の納付の流れにつきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

国営事業の受益者負担金につきましては、事業完了後、期間は事業によって異なりますけれども、15年でございますとか25年にわたって分割払いをしていただくというようなことになっております。

納付の流れにつきましては、図に書いてございますけれども、土地改良法の規定に基づきまして、国がまず1次負担者でございます。県に請求をいたしまして、県が一括納付をするということでございます。

県は、条例に基づきまして、土地改良区に請求をいたします。土地改良区は、受益農家に請求をいたしまして、受益農家から納付をされました負担金を県に納付するというよう

な流れになっております。

したがって、受益農家から土地改良区に未納が生じれば、土地改良区から県への納付額が県からの請求額を下回るということになりまして、結果として県で収入未済が発生してしまうというようなことになるわけでございます。

これも流れ図に記載をしておりますけれども、債権と債務という関係で見ますと、土地改良区が県の債務者でございまして、受益農家は県ではなく土地改良区の債務者ということになるわけでございます。

上段に平成22年度の収入未済の状況の記載をしておりますが、先ほども御説明をいたしました、収入未済が1億60万円余ということになっております。

中段に過去3年の推移を記載しておりますけれども、平成22年度の収入未済額は前年度に比べまして約60万円の減額ということになっております。

なお、平成22年度の過年度分、それから現年度分の納付状況につきましては、48ページの下参考2に記載をさせていただいております。

続きまして、下段の収入未済額の状況でございますけれども、収入未済の件数といたしましては、県の債務者が土地改良区ということでございまして、3件ということでございまして、土地改良区からは県に毎年納付がなされておりますので、分割納付中ということでございます。

続きまして、未収金の対策につきまして御説明をいたします。

下の49ページをお願いいたします。

まず、共通をいたしまして、1番から3番の項目について対策として講じております。

まず、県の債務者でございまして土地改良区に対しての指導ということでございますが、①から④に記載をしておりますが、未納解消対策の計画の策定、それから未納者の一覧の

作成、納入の督促、土地改良区との協議、こういったことを実施しております。

土地改良区との協議におきましては、各未納受益者の状況の確認、それから、今後の対応方針につきまして、ヒアリングを行った上で具体的な個別の指導を実施するなど、きめ細かな指導を行っております。

特に、未納受益者からの分納誓約書の徴取と確実な履行、納付状況が悪い未納受益者に対する速やかな滞納処分の実施につきましては、農林水産部未収金対策会議での検討を踏まえまして、重点的に取り組みを行いました。

次に、土地改良区が行います未納解消対策への支援といたしまして、未納受益者に対する夜間の臨戸徴収への同行、こういったものを実施しております。

それから、3番目でございますが、収入未済の解消につきましては、未納が発生している地区の農業所得の向上でございますとか経営の安定が非常に重要だということでございまして、農林水産部内の関係各課と連携をいたしまして営農指導をしております。

具体的には、①から③に記載をしておりますように、関係者で構成をいたします営農対策協議会、こういったものを開催いたしまして、新規作物の導入でございますとか農地の有効利用について検討しておるところでございます。

こういった取り組みを行いました結果と申しますか、成果につきまして、(4)に記載をしております。

まず、共通してでございますが、3土地改良区とも未納受益者につきましては減少いたしまして、3土地改良区合わせてでございますが、平成21年度の139名から、平成22年度は121名ということになっております。

次に、矢部地区でございますが、合同臨戸の際に、未納されている受益者9名の方から約60万円を回収するということとともに、営



農対策協議会等によりまして未利用地の利用促進に取り組んだ結果でございますが、地区内の耕作放棄地に新たに企業が農業参入をされておりまして。

羊角湾地区でございますが、県からの指導を踏まえて土地改良区に粘り強い交渉を行っていただきました結果、これまで納付をされていない方が新たに納付をするということで約束を取りつけられたということでございますとか、大口の未納受益者の方からの納付について道筋をつけることができたということなどがございます。

また、羊角湾土地改良区につきましては、これまで滞納処分を実施されてなかったわけでございますが、滞納処分を行うための土地改良法の手続、これにつきましては、年度末に完了したというようなことで一步を踏み出していただいております。

最後になりますが、御説明をいたしましたように、部内の未収金対策会議での検討を踏まえまして、土地改良区への具体的な指導をきめ細かく実施するとともに、部内の関係各課とも連携をした地域の営農指導などの取り組みによりまして、収入未済の解消に引き続き努めてまいりたいというふうに思っております。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大里技術管理課長 技術管理課の大里でございます。

定期監査において報告された公表事項はございません。

当課は、一般財源の県単独事業のみであり、諸収入等もありませんので、歳入に関する調べはございません。

それでは、歳出に関する調べを説明させていただきます。

資料の64ページをお願いいたします。

中段の土地改良費でございます。

備考欄の事業の概要として、電子入札システム等の運営を行っておりますCALS/E C事業の農業分と企業参入促進支援農地情報図整備事業の2項目でございます。繰越額はございません。不用額の1,533万3,000円は、公共事務費への振りかえに伴う執行残及び事業減少に伴う執行残でございます。

次に、最下段の林業費の林業総務費でございます。繰越額はございません。不用額の167万円は、事業減少に伴う執行残でございます。

技術管理課は以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田上農地整備課長 農地整備課の田上でございます。

農地整備課は、定期監査における公表事項はございません。

一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料の65ページをお願いします。

分担金及び負担金でございます。66ページの7段目まで記載しておりますが、県営事業実施に伴う地元負担金等でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。

なお、分担金と負担金で予算現額と収入済み額との間に増減が生じておりますが、これは主に予算計上後に負担金と分担金の間で移動があったことによるものでございます。

次に、67ページをお願いします。

国庫支出金でございますが、67ページから68ページになります。

これは、土地改良事業等に対する国庫補助金及び災害復旧に対する国庫補助金の収入でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。

67ページの2段目の農地費国庫補助金で、予算現額と収入済み額との比較で17億3,952万円余の差が生じておりますが、主に繰り越しによる減でございます。

同じく68ページ最下段の災害復旧費国庫補助金で、予算現額と収入済み額との比較で3,075万円余の差が生じておりますが、これは災害の発生が少なかったことによる事業量の減でございます。

69ページをお願いします。

1段目の財産収入、2段目の繰越金ですが、ともに不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3段目の諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。予算現額と収入済み額との差額につきましては、主なものとしまして、70ページの4段目にあります換地処分清算金の事業量減によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

71ページをお願いします。

1段目の総務費の一般管理費でございますが、不用額はございません。

2段目の農林水産業費の農地費でございますが、内訳としまして、農地総務費と土地改良費、それに次ページの農地防災事業費がございます。

まず、農地総務費でございますが、職員給与費及び地籍調査費等に要した経費でございます。不用額の174万円余につきましては、土地改良事業国庫支出金等返納金の執行残及び人件費の執行残等でございます。

次に、土地改良費でございますが、備考欄に記載しております事業の概要のとおり、各種土地改良事業に要した経費でございます。翌年度繰越額が生じておりますが、繰り越しにつきましては、後ほど説明させていただきます。不用額1億5,677万円につきましては、事業量減少に伴う執行残、入札に伴う執行残、電柱移転工事等の事業費負担減に伴う執行残等でございます。

次に、72ページの農地防災事業費でございますが、農地防災対策関連事業に要した経費でございます。翌年度繰越額が生じておりま

すが、繰り越しにつきましては、後ほど説明させていただきます。不用額3,425万円余につきましては、事業量減少に伴う執行残等でございます。

73ページをお願いします。

災害復旧費でございますが、不用額4,011万円余につきましては、災害の発生が少なかったことによる事業量の減による執行残でございます。

次に、別冊の決算特別委員会附属資料の11ページをお願いいたします。

繰越事業につきましては、11ページから18ページまでが農地整備課分でございます。通常分と経済対策分の繰り越しを記載しております。

18ページをお願いします。

合計で66地区、繰越額37億1,729万円余でございます。繰り越し理由につきましては、主な理由としましては、用地買収並びに地元調整、工法の検討等に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。いずれの地区も今年度内完了の見込みでございます。

次に、同じ附属資料の55ページをお願いします。

取得用地の未登記一覧表を記載しておりますが、表の中ほどにあります登記残筆数は、平成19年度末の162件から、平成22年度末には132件となっております。今後とも未登記の解消に向けて努力してまいります。

農地整備課は以上のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○河合森林整備課長 森林整備課の河合でございます。

森林整備課関係につきましては、定期監査での公表事項はございません。

説明資料の74ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

森林整備課の歳入につきましては、不納欠

損額及び収入未済額はございません。主に予算現額と収入済み額の差額が大きい部分について御説明いたします。

74ページ中段の国庫支出金でございますが、予算現額と収入済み額の比較の欄がマイナス11億5,800万円余となっております。これは、下から3段目の地域活性化交付金、それから一番下の欄の造林事業費補助でございますが、これらの国からの補助金、交付金を財源として行う間伐や作業道の整備等の事業を繰り越したことによりまして、調定額を減額したことによるものでございます。

次に、75ページをお願いいたします。

上から4段目の財産収入でございますが、1,500万円余の増となっております。これは、県有林の木材の販売による収入が増加したことによるものでございます。

次に、76ページの繰入金でございますが、4億8,300万円余のマイナスとなっております。これは、下から4段目の森林整備促進及び林業等再生基金繰入金などの国の補助により積み立てた基金を取り崩し、これを財源として行う事業につきまして、予定していた事業量が減少したことによるもの及び繰り越しにより調定額を減額したことによるものです。

続きまして、歳出でございます。主に繰り越しと不用額の大きいものにつきまして御説明いたします。

78ページをお願いいたします。

まず、林業総務費でございます。2,365万円余の不用額を計上しておりますが、これにつきましては、主に備考欄6の森林境界明確化事業及び森林整備地域活動支援交付金事業、備考欄9の1つ目の括弧の針広混交林化促進事業などの事業におきまして、事業要望が想定より少なかったことや経費節減等によるものでございます。

次に、79ページをお願いいたします。

林業振興指導費の翌年度繰越額7億2,389

万円余でございますが、これは備考欄4の経済対策として実施させていただきました間伐等森林整備促進対策事業の繰り越しによるものでございます。

次に、中段の森林病虫害駆除費の翌年度繰越額3,500万円でございますが、同じく経済対策として実施させていただきました松くい虫被害緊急対策事業の繰り越しによるものでございます。

次に、造林費でございますが、翌年度繰越額13億2,795万円余につきましては、備考欄1の造林事業費の森林環境保全整備事業及び路網ネットワーク緊急整備事業の繰り越しによるものでございます。

80ページをお願いいたします。

県有林費でございますが、翌年度繰越額2,500万円につきましては、備考欄4の県有林造成事業費のうち、経済対策として実施いたしました県有林整備事業及び県有林林道作業道維持修繕事業によるものでございます。

次に、不用額2,669万円余でございますが、備考欄4の県有林造成事業費のうち、県有林整備事業の素材生産事業におきまして、木材の生産量が減少したことによる事業量の減少によるもの及び県有林整備事業の素材生産事業におきまして県有林作業道開設事業費の減少によるもの等でございます。

続きまして、附属資料の19ページをお願いいたします。

森林整備課の繰越事業でございます。いずれも経済対策として実施いたしました事業でございますが、間伐等森林整備促進対策事業費及び路網ネットワーク緊急整備事業につきましては、市町村や森林組合が行う作業道の整備につきまして、実施箇所の決定に日数を要したものでございますが、現在完了しております。また、森林環境保全整備事業費につきましては、事業箇所の決定に日数を要したため、県有林林道作業道維持修繕事業費につきましては、工法の検討に日数を要した

ため、繰り越したものでございます。いずれも年度内に完了できる見込みでございます。

森林整備課関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

○岡部林業振興課長 林業振興課です。

まず、定期監査での公表事項はありません。

説明資料の81ページをお願いいたします。

一般会計の歳入ですが、いずれの科目につきましても不納欠損額、収入未済額はありません。

主な項目について説明をさせていただきます。

最上段の負担金ですが、予算現額と収入済み額に467万円余の差額が出ております。これは、山のみち地域づくり交付金により整備している林道事業の繰り越しなどによるものです。

2段目の国庫支出金につきましては、12億1,327万円余の差額が出ておりますが、これは23年度へ繰り越したことや事業量の減などによるものです。

まず、林業費国庫補助金で予算現額と収入済み額の差に11億7,726万円となっております。主なものとしまして、県、市町村が林道事業を実施しています農山漁村地域整備交付金で5億7,051万円余の繰り越し、林道事業費補助で3億9,320万円余の繰り越し及び県営林道事業の工事中止に伴う事業量の減、最下段の林業地域総合整備事業費補助で1億3,509万円余を繰り越したことなどによるものです。

82ページをお願いします。

2段目の災害復旧費国庫補助金で3,601万円余の差額が出ておりますが、これは現年林道災害復旧事業において繰り越し及び国の内示減、工法変更による事業量の減少などによるものでございます。

次に、最下段から2つ目の繰入金金の林業担

い手育成基金繰入金でございますが、予算現額と収入済み額に1,077万円余の差額が出ております。これは、林業担い手対策の研修内容変更などの事業量減によるものでございます。

続きまして、1ページ飛びまして、84ページをお願いします。

一般会計の歳出であります。

農林水産業費の林業費で24億855万円余の繰り越しと1億6,751万円余の不用額となっております。

主なものを御説明いたします。

最下段の林業振興指導費ですが、85ページまで備考欄に記載しております事業で5億76万円余を繰り越しております。これにつきましては、後ほど御説明申し上げます。

また、不用額が6,937万円余となっております。備考欄の担い手対策事業や施業の集約化を行います3の林業労働力対策事業費では、委託料の執行残、また、85ページをお願いいたしますが、85ページに記載しております10の製材工場や高性能林業機械の整備を行う緑の産業再生プロジェクト促進事業では、入札残や申請取り下げ等により不用額が生じております。

次に、85ページの林道費で19億89万円余の繰り越しを行っております。これにつきましても、後ほど御説明申し上げます。

また、9,732万円余の不用額が出ております。これは、備考欄に記載しております1の県営林道事業及び5の単県林道事業費における事業量の減少によるものです。

最下段の災害復旧費の林道災害復旧費では1,862万円を繰り越しております。また、1,749万円余の不用額が出ております。これは、主に備考欄1の現年林道災害復旧費に対し国の内示額の減によるものでございます。

次に、附属資料をお願いいたします。

附属資料の20ページをお願いいたします。20ページから25ページにかけまして、県産

材利用加速化促進事業費のほか、県営林道事業費など10事業で明許繰越事業を記載しております。

25ページの最下段でございますけれども、22年度から23年度へ合計の50カ所、23億8,976万円余を繰り越しております。主な理由といたしましては、用地交渉に時間を要したこと、また、工法検討に不測の日数を要したことなどによるものです。

20ページにお返りいただいでよろしいでしょうか。

2段目に進捗が10%という県産材利用加速化促進事業費がございますが、このほか、進捗欄に10%、20%の事業が8つございます。今月中旬に再調査いたしまして、20ページの宇土市の建物以外はすべて30%から50%に上がっております。なお、宇土市分の事業につきましては、2月中旬に機械設備の設置を行うということで、3月中には竣工の予定でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

事故繰越分です。

フォレスト・コミュニティ総合整備事業費の湯鶴葉線1カ所、3,741万円余を事故繰越として繰り越すこととなったものです。

繰り越し理由の欄のとおり、橋梁上部工架設において設計諸条件を精査した結果、工法を見直す必要が生じ、工事に不測の日数を要したため、やむなく事故繰越となったものでございます。工事は既に完了しております。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田森林保全課長 森林保全課の本田でございます。

森林保全課関係につきまして、定期監査での公表事項はございません。

それでは、歳入に関する調べについて御説明申し上げます。

説明資料の86ページをお願いいたします。

歳入関係について、森林保全課関係の不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済み額の比較でマイナス17億8,000万円余の国庫補助金の差が生じております。これは治山事業の農山漁村地域整備交付金及び災害関係で、資料87ページでございますが、現年治山災害復旧費補助まで合計いたしまして、事業量の減少及び繰り越しによりマイナスが生じているものでございます。

中ほど、財産収入でございます。これは、公用車の売却収入でございます。

次に、繰越金でございます。これは、事業の繰り越しに伴う一般会計の繰越金でございます。

次に、諸収入でございます。88ページをお願いいたします。

雑入で29万円余の収入がっております。これは、公用車が交通事故により使用不能になったため、相手方から支払われました損害賠償金でございます。

この事故につきましては、相手方の車がセンターラインを越えて衝突したもので、過失割合は0・10でございます。県職員に過失はございません。

次に、開発指定事業高率補助精算金でございます。これは、平成20年度及び21年度の治山事業に係る補助率差額金でございます。事業量の増加等により2億2,000万円余の収入がっております。

次に、歳出に関する調べについて御説明申し上げます。

資料89ページをお願いいたします。

林業費で翌年度繰越32億7,327万円余、不用額1億4,418万円余が生じております。繰り越しについては、後ほど説明させていただきます。不用額につきましては、林業総務費の105万円余については、人件費等の執行残でございます。

治山費の1億4,313万円余の不用額につき

ましては、備考欄に掲げてあります治山事業費から7番の保安林整備事業費まで、それぞれ事業量の減少や入札残による執行残でございます。

資料90ページをお願いします。

災害復旧費、治山施設災害復旧費でございます。不用額158万円余につきましては、入札残でございます。

続きまして、附属資料の27ページをお願いします。

治山関係の繰り越しでございます。明許繰越と事故繰越がございます。

まず、明許繰越について御説明申し上げます。

27ページから35ページの中ほど、小計の欄まで103カ所、30億4,400万円余の繰り越しを行っております。現在、68カ所については事業が完了しております。残り35カ所についても年度内の完了予定でございます。

主な理由といたしましては、資材搬入路の選択に当たり、地元との交渉及び立木補償等に係る交渉に不測の日数を要したことによるものでございます。

次に、同じ35ページ、緊急治山事業費でございます。

八代市泉町栗木及び五木村字上荒地の2カ所で4,789万円余について繰り越しをしております。保安林に関する交渉及び関係機関との協議に不測の日数を要したことによるものでございます。2カ所とも年度内完了の予定でございます。

次に、同じ最下段、単県治山事業費でございます。

単県治山事業費、次の36ページまで10カ所、2,922万円余を繰り越しております。これにつきましては、経済対策で実施したことによるもので、事業箇所の決定に不測の日数を要したことによるものでございます。

続きまして、森林保全施設管理整備事業費でございます。36ページの下段2つ、それか

ら37ページ上段2つの4カ所でございます。トータルで1,094万円の繰り越しを行っております。これにつきましても、経済対策で実施したもので、事業箇所の決定に不測の日数を要したためでございます。

続きまして、中ほど、単県治山事業費（市町村営）でございます。宇土市下網田町で実施したものでございまして、これは宇土市が実施したもので、基本設計に係る調査に不測の日数を要したためでございます。

続きまして、保安林整備事業費、38ページの下から2段目まで計14カ所、5,000万円の繰り越しを行っております。これも経済対策で実施したものでございまして、伐採木の選定に当たり所有者との交渉に不測の日数を要したことによるものでございます。

最後に、最下段、過年治山災害復旧費でございます。これは八代市樺木字樺木で実施しているものでございまして、地すべりに係る調査に不測の日数を要したために、やむを得ず繰り越しを行ったものでございます。

資料39ページをお願いします。

事故繰越でございます。

上段、緊急治山事業費及び下段の過年治山災害復旧費、これは両方とも同じ箇所でございます。工事発注後の降雨によりまして地表変動が顕著になり、その調査検討に工事中止を余儀なくされたために、やむを得ず事故繰越を行ったものでございます。本件につきましては、6月に既に事業が完了しております。

森林保全課関係は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。

定期監査での公表事項はございません。

説明資料の91ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

主な項目について説明を申し上げます。

中段の手数料のところでございますが、ここに増減がございますが、これは当初の見込みと実績が異なったことにより増減が生じたものでございます。

下の方、国庫支出金のところでございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の割り当て増により658万円余の増額となっております。

次の水産業振興等施設整備交付金でございますが、これは事業量の減により765万円余の減額となっております。

次の有明海漁業振興技術開発事業費補助でございますが、同じく事業量の減により980万円の減額となっております。

次に、92ページをお願いいたします。

最上段の地域活性化交付金の減額につきましてでございますが、これは繰り越しによるもので、内容につきましては、後ほど御説明いたします。

次の水産業振興等推進交付金でございますが、これは事業量の減により642万円余の減額となっております。

次に、93ページをお願いいたします。

中ほどに繰越金がございますが、これは先ほど91ページで御説明いたしました地域活性化・経済危機対策臨時交付金の割り当て増に伴いまして、これに見合う658万円余が減額となっております。

次に、94ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

水産業振興費予算現額14億200万円余に対しまして、翌年度繰越額が6億円で、これは後ほど御説明いたしますが、赤潮被害対策実証試験支援事業によるものでございます。不用額4,300万円余につきましては、入札残と事業量の減少等によるものでございます。

95ページをお願いいたします。

中ほどの漁業経営構造改善事業費の不用額765万円余につきましては、これは事業量の

減少に伴う執行残でございます。

一番下の欄、漁業取締費の不用額713万円につきましては、人件費の執行残、経費の節減による執行残でございます。

附属資料の40ページをお願いいたします。

繰越事業調べでございます。

赤潮被害対策実証試験支援事業におきまして、実証試験の試験内容、方針の決定に日数を要したため、繰り越したものでございます。

水産振興課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

当課におきましては、定期監査での公表事項はございません。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の96ページをごらんください。

上から3段目、公害防止事業費事業者負担金と最下段の漁港施設使用料について未収金がございます。これにつきましては、後ほど附属資料の収入未済に関する調べで御説明させていただきます。

97ページをごらんください。

3段目、国庫補助金につきまして、予算現額と収入済み額との差が5億33万円余ございますが、これはいずれも事業量の減及び繰り越しに伴うものです。

98ページをごらんください。

上から5段目、土地売払収入として380万円を、また、下から2段目、雑入につきましては7,000円の不納欠損額を計上しておりますが、これらにつきましても詳細は附属資料で御説明させていただきます。

それでは、附属資料の50ページをごらんください。

まず、公害防止事業費事業者負担金の未収金について御説明します。

県は、水俣市の丸島漁港において、昭和62

年度、公害防止事業により水銀を含んだ汚泥の除去を行っておりますが、汚染原因者の1人が負担すべき金額9,070万2,000円のうち、強制徴収などより847万7,000円は回収しておりますが、8,222万5,000円が未納となっております。

現在は、無限責任を有する代表者の老齢年金の受給権を差し押さえ、未収金に充当する状況となっております。

今後の対応策につきましては、老齢厚生年金を引き続き差し押さえるとともに、新たな資産の保有がないかの資産調査も継続して実施し、可能な限り債権回収に努力してまいりたいと考えております。

次に、漁港施設使用料の未収金について御説明いたします。

この未収金は、牛深漁港の浄化施設使用料に関するものでございます。県では、平成7年に、水産物の加工に伴う漁港内及び周辺海域の水質及び環境保全を図る目的で、天草市後浜に浄化施設を建設しておりますが、近年の漁獲高の減少と加工用原料の高騰により、施設を利用している水産加工業者等の経営状況が悪化し、使用料の滞納に至ったものでございます。

平成22年度は、利用者との早期接触を図ることで施設利用者の経営状況を把握し、新たな未収金の発生防止に取り組んだ結果、未収金は昨年度末に比べ51万6,000円減の451万6,000円となっております。

今後の対応策につきましては、引き続き新規の未収金の発生防止に努めるとともに、滞納者への電話や訪問による督促等により未収金の回収を進めてまいります。

51ページ、不納欠損に関する調べをごらんください。

1件、7,000円の不納欠損を計上しております。これは、平成17年度に請負業者の倒産により契約解除となった工事代金の前払い金に係る利息により発生した未収金でございます。

倒産した業者の破産手続が平成22年4月21日に終結し、県の債権が消滅したため、同年11月に不納欠損処理を行ったものでございます。

54ページ、県有財産処分一覧表をごらんください。

これにつきましては、熊本市河内町の県管理塩屋漁港におきまして、漁港区域内に公民館として利用されていた単独用地が公民館移転に伴い約230平方メートル不用となり、一般競争入札により売却して得た収入金でございます。

次に、歳出関係でございます。

説明資料にお戻りください。資料の99ページをごらんください。

最下段、沿岸漁場整備開発事業費の不用額が2,202万円余となっておりますが、これは事業量の減少及び入札残等により不用となったものです。主なものといたしまして、県営八代海地区水域環境保全創造事業でおおよそ1,770万円が不用となっております。

次に、100ページをお願いいたします。

漁港建設管理費の不用額が3,350万円余となっておりますが、これも事業量の減少及び入札残等に伴うものでございます。主なものといたしまして、天草市営の崎津漁港漁業集落環境整備事業でおおよそ1,062万円、芦北町営の牛の水漁港漁村再生交付金事業でおおよそ325万円が不用となっております。

次に、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料をお願いいたします。

41ページから43ページにかけて繰り越しについて記載しております。

43ページをお願いいたします。最下段をごらんください。

22年度から23年度へ8億7,164万円を繰り越しております。繰り越し箇所数は17カ所で、主な繰り越し理由といたしましては、地元や関係機関等との協議、調整に日数を要し



たもの、工法検討に日数を要したものなどでございます。資料では、指導監督費を除き15カ所が未完了となっておりますが、年度内にはすべて完了する予定でございます。

以上で漁港漁場整備課の説明を終わります。

○藤川隆夫委員長 以上で農林水産部の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑はありますか。

○岩下栄一委員 水産振興課ですけど、こんなところで聞いていいかどうかわかりませんが、国庫委託でノリの色落ち調査とか有明海の環境調査が書いてございますけど、ノリは熊本の特産品というか、相当の生産量を誇っているけど、去年何位ぐらいだったですかね日本で、ノリの生産量というのは。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。

有明海は日本一でございますが、その中で熊本県は3番目の生産額を誇っております。

○岩下栄一委員 ああ、そうですか。

それで、ノリの色落ちの原因はいろいろあると思うんですね。諫早湾の干拓事業も影響しているとか、いろいろありますけど、ノリの養殖で病害虫を防ぐために酸性消毒が盛んに行われていると。水産庁は酸性の消毒を適正に行うべきだという通達を早い時期に出しているけど、今有明海では過剰な投与が行われているんじゃないかという学識経験者等の指摘があるわけですね。そういうものも色落ちに関係するんじゃないかということで、この委託事業で昨年いろいろやられたけど、何らかの見通しというか、そういうものは出たんですか。

○鎌賀水産振興課長 今委員が酸処理とおつ

しゃいましたが、活性処理といった言い方もしておりますけども、そのものは、食品に用いますような酸を用いてノリにつきます小さな雑草、珪藻類を除去したり、あるいは、最近では病害を未然に防ぐということで使用しております。その中には、その酸とともに燐とかなんかも含まれておりまして、逆に色落ちという観点では色落ちを防ぐようなものになっております。

酸処理剤につきましては、栄養分を付加する部分がございますので、海域の富栄養化というふうなところにも影響を与えるだろうということで、業界の中である程度の量を制限しようということでやっておりますけども、生産量の増減あるいは病害の発生状況によって非常に量が多少するようなところがございます。

○岩下栄一委員 それでね、この酸性剤処理ということですけど、これは見ようによっては海の農薬というか、そういう見方があって、ほかの魚介類に対する影響はないのかなというのがあるんですけど、その点はどうですか。

○鎌賀水産振興課長 農薬というよりも、あくまでも食品に用いる有機酸を用いております、リンゴ酸ですとかクエン酸、そういったものが主成分でございます。そもそも薬品といいますが、食品に用いるものということで御了解いただきたいと思いますが、酸による影響につきましては、種々試験を行っております、海水そのものにそもそも酸性、アルカリ性を中和する作用がある程度あるということでございまして、大きな影響はないということでございまして、これまでの研究結果では出ております。

以上です。

○岩下栄一委員 最後ですけど、いろんな佐

賀大学とか大学の研究者の論文をちょっと読んだんですけど、やっぱり海の農薬という観点に立つと、いろいろな有機リン酸とかなんか含まれているとすれば、やっぱり魚介類に対する影響もあるんじゃないかなという気がするものですから、適正な使用を県としても指導していただきたいと、業界に。お願いしておきます。

○松岡徹委員 時間も無いようですから、幾つか、省いて3つだけ質問したいと思えます。

1つは、41ページの鳥獣被害対策の問題で、環境生活の決算委員会のときちょっと聞いたけれども、わからぬだったので農水のと看にということで、鳥獣被害は近年非常に深刻になっている中で、他県の例を見ますと、専門家、技術者を集めたセンターをつくって、県と市町村連携で系統的な対策をとっている例もちょっと見たわけですけど、環境のときに聞いたら、いわば民間の狩猟関係の人たちの援助をいただくということの答弁があったんですけど、農政の方としては、林業も含めてだと思えますけど、そういった点はあるのかなと、また、検討されているのかなと。

それから、電気さくで、個人の設置とか、山間部の小規模なやつとか、あるいは古くなったやつの更新とかいうのは全額個人負担という話を聞いたんですけど、こちら辺は何かそうなのか、改善の余地があるのかということですね。

それから、2つ目は、53ページ、59ページにかかわる家畜伝染病口蹄疫の問題ですが、22年度は大変な年だったと思えますが、この口蹄疫問題等の中から酌み取られた教訓とか、今後のことを含めて、どういったことを考えておられるのかなと。

それから、最後に間伐材のところは79ページにあるんですけど、私がちょっと問題意識

を持っているのは、木質バイオマスの活用という点では、どういったことがやられたのかな、また、今後に生かす考え方というのは、どういふものがあるのかなというのを、3点だけ伺いたいと思います。

○原むらづくり課長 鳥獣害について、むらづくり課の方からお答えいたします。

今委員の方から——いわゆる専門家の指導ということによろしいでしょうか。

○松岡徹委員 専門家を集めたセンターをつくっているところがあるんだよね。

○原むらづくり課長 はい、存じております。熊本県の場合には、そういったセンターはまだつくっておりません。ただし、そちらの方、中国地方の方でそういうのをつくっておられますけれども、そちらの先生を毎年招聘いたしまして研修会は重ねております。環境の方の委員会の方でお尋ねになったことも重々承知いたしております。環境の方では、猟友会の方の力をかりてやっております。

現在、鳥獣対策につきましては、県庁内プロジェクト会議をことし立ち上げまして、情報の共有化を図りまして、いわゆる効率的な、効果のあるような対策を立てるように、ことしから再編した次第でございます。

個人負担とするような施設じゃないかというふうなお話がありました。国庫の交付金でございますけれども、採択要件といたしまして、受益戸数3戸以上の縛りがございます。多分そのことだろうと思えますけれども、その点につきましては国庫補助は使えないということでございます。

その対策、見返りと申しますか、かわりでございますけれども、その事業以外で例えば中山間の直接支払い、これにつきましては、使途につきましては自由でございますので、そういった小規模な対応でも可能でございます。

す。そして、市町村でも独自に個人設置への補助を行っているところもあると聞いておりますので、そちらの方でも可能かと思っております。

更新につきましてでございますけども、国庫補助金につきましては、耐用年数が過ぎたものにつきましては更新はできません。ただし、耐用年数が過ぎてないと更新はできませんので、更新できるほかの事業といたしまして、農地・水・保全管理支払事業の向上対策というのがことしから始まりました。この事業では、いわゆる鳥獣害対策の電気さくとかそういったものについては更新事業ができるようになっております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 2点目の口蹄疫関係で、平山畜産課長。

○平山畜産課長 4点に区分けして御説明申し上げたいと思います。

まず、法律上の話です。口蹄疫、去年の4月20日に発生しまして以降、ことしの10月1日に向かって家畜伝染病予防法の大きな改正がございました。改正の論点につきましては、一言です。

農家、届け出る義務者あるいは仲介で見たもの、これをきちんとしたルールに基づいて報告する。もし報告しなかった場合には、個人の責任が生じますと。個人の責任につきましては、家畜伝染病予防法の中で5分の4を国が負担して費用弁償しましょうとなっておりますけども、今度口蹄疫等については100%です。その5分の4の残りの5分の1は、ちゃんとしたことをしないと補助いたしませんという大きな改正があつてます。

それと、鳥インフルエンザにつきましては、少々口蹄疫とは違ひまして、高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザということで2つに区分されてます。それ

は、強毒、低毒という話でございますので、初動でまず移動制限区域が3キロと1キロ、大きく短かめてあります。経済被害を少なくするため、ということがあります。

それと、またその中で一番大事なことというのは、防疫については、まず入れないという観点が一つあります。入れないという観点は、日本の国に入れないという考え方です。それと、我々の県に、自分たちの農場に入れられないという考え方でございます。

国に入れないという考え方は、厚生労働省もひっくるめまして、特に熊本あたりは口蹄疫の発生以降、韓国の観光客が随分減ってます。だから、そういう方についても、きちんと検疫所で消毒マットの徹底あるいは知識の徹底を踏まえて、農場等の立ち入りについても、日本語だけじゃなくて韓国語で牧野組合での入りの制限等を表現しておりますので、まず国に入れないことを大事にしています。

それで、よく言われますのが農場に入れないということなんですけども——これは農家の方々がよく、我々は頑張っておるけん皆さんも頑張ってくださいねと言いながら、コンビニなんかでお会いすると、農場で履いたままの長靴でコンビニに買い物に来たりがありますので、やはりどこかで発生があつたということは、まず、消毒ポイントは、自宅の出入り口で、通常から消毒の徹底、要するにHACCP、衛生管理の徹底を図ってもらう。それは、行動と、もう一つは自分の気持ちでしてくださいということで、常時——年間必ず1回は立ち入りしていますので、農場確認と気持ちの確認はしております。

それと、発見のことでございますけども、これは、疑わしいと思うことは——こういう感覚であります。今先生の発言がありました口蹄疫については、全国で1～2番を争います、地元で熊本県の化血研のワクチンメーカーがございまして、そこの理事の方に、先生、よそのワクチンは当てにならぬけん、万が一

のために化血研でつくっていただけませんかという、こういう表現をされます。どこか離島で、我々もひっくるめて徹底した防疫体制を引いた中でやらぬと、口蹄疫については、製造は我々では無理ですと。ということは、農家の人がおかしいと、水泡ができておかしいと思ったときは、悩むことよりも行動です、連絡くださいと。だから、そういう面では、発見という面では、一番身近な方に、家畜保健所等の獣医師あるいは臨床の獣医師に即相談して、それが我々のところに流れる、要するに検査体制をしっかりとしますということです。

それと、一番最後の防疫ですけども、いざ発生したらということで初動防疫——一応3日間、3カ所分の初動防疫の備蓄は今図っておりますけども、これが宮崎県になってみたらとても我々の備蓄で足るような話ではございません。だから、必ず地域での防疫演習、どこにだれを配置して、あるいは県全体の防疫演習、県で抱える問題点、早々に解決できない問題点もございますので、そういうものの共通認識を持ちながら、防疫演習を——それと、まず鳥インフルエンザでございますけれども、ついせんだって先週の金曜日には、全国一斉に国の方が、朝の午前10時にメールで、一斉送信でおたくの——例えば熊本でしたら、とある地域の13万4,000羽飼養の採卵鶏農場でただいま発生の報告がありました、以降防疫処置よろしくということで、全国一斉のトレーニングということをやっています。

だから、法律以外につきましては、入れないトレーニング、発見するためあるいはそれを見るための知識の普及、それと防疫演習による組織の強化という3つの点において、今嚴重に皆で協力しながらやっている現状でございます。

以上です。

○岡部林業振興課長 委員からは間伐という

ことで御質問がありましたけども、木質バイオマス関係は林業振興課が一応窓口というようなことで、私の方から答えさせていただきたいというふうに思います。

木質バイオマスの実施状況と今後という御質問だったと思いますが、バイオマスの利用といたしましては、まず3点。

1つは、九州電力の苓北火電におきまして、石炭と混焼といたしますか、まぜて燃やすというようなことでの取り組みが現在されておりまして、22年度が500トン、23年度が5,000トン、26年度には1万5,000トンのチップを混入するというようなことで、そちらの方の実験といたしますか、実証実験といたしますか、実施がなされております。

2点目といたしましては、県内の各製材所で木材乾燥の熱源としまして木くずだきボイラーの導入が進んでおりますが、そちらの原材料として、順次木材乾燥の原料として使われております。県内では、現在24カ所木材乾燥機が導入されておりまして、乾燥材の導入といたしますか、乾燥材のニーズにこたえる中で、木材の乾燥機は今後とも導入が進んでいくというふうに思っております。

続きまして、熱源利用といたしましては、昨年から今年度等にかけて実施しております。これは農政の方の園芸課と一緒にやっておりますけども、八代と熊本の施設園芸におきまして、トマトとミニトマトの加温といたしますか、ハウスの中の加温施設として、その熱源として利用できないかということで、木質バイオマスの実証実験をしております。

昨年度、十分加温施設として、熱源として利用できるということがありますので、ことしは、園芸課につきましてもバイオマスの実証実験で導入マニュアルをつくらうというようなこと、そして林業振興課におきましては、灰の成分とか製造単価、そういうのを調べまして、どういう問題点があるかというよ

うなことでの利活用、そういうのを試験しております。

さらに、もう1点、3点と申しましたが、非常に少ない施設ではあるんですけども、県内で2カ所ほど、南関と西原の温泉施設のボイラーの熱源としても、余り多くはないんですけども、使われているというようなことの現状もごさいます。

以上です。

○藤川隆夫委員長 松岡委員、何かありますか。

○松岡徹委員 まず、1点目の件では、農産物被害が2億8,000万ですか。林業の資料で行くと、シカの被害で1万5,000ヘクタールか、かなりやっぱり深刻な事態なので、一層強めていただきたいということと、2番目の口蹄疫問題では、法改正があつて、そして口蹄疫のガイドラインなんかも読んでみると、50ページぐらい本文だけであるのがあるんですけど——どうするか。

今お話があつたような、入れない、早期にというようないろんなことが詳しくなされてるわけですけど——私が思うのは、例えば2001年にBSEがあつて、4年に鳥インフルエンザがあつて、今度は口蹄疫という。非常に家畜伝染病問題は深刻でですね、いろいろ僕なりに、専門家じゃないけど、専門家の本なんかを読んでみて、そういうのに強い家畜をつくるための飼料のあり方とか、あるいは、化学物質については、進んだところではEUなんかでももう抑えるとか、それからドイツのミュンヘンなんかでの例を調べたら、人が住んでいる所と家畜なんかを養つとる所は距離を置いて、真ん中に森林なんかを配置して、そこを分離すると。かなりいわゆる中長期的な対策も含めて考えられているのもあるので、国の施策にもかかわりますけど、県としても大いに考えていく必要があるのじゃないかなと。

いかなと。

3点目の点では、今再生可能エネルギーの問題が大きく問われているときですから、今お話がありましたように、一層研究して発展させていただければと思います。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○守田憲史副委員長 農水部、土木部の浮き棧橋、ポンツーンの入札についてお尋ねいたします。

去年、22年度、三角町で、これは土木部の発注でポンツーン、浮き棧橋の発注がありまして、一般競争入札1,100点以上、その中で、応札というんですか、2社が入札したんですか。1社は、全然陸上部分のしかつくない会社がして、大阪かなんかの三井造船何とかというところが落札したそうです。

例えば国交省とか天草市、八代市が浮き棧橋を発注するに当たって、1,100点という高い点数はなくて、地場企業が中小企業振興条例も含めて、入札というか仕事ができるんですが、その1,100点が高過ぎるということで、私、去年からずっと問題提起させていただいておりました。その関連で、この決算委員会でも質問できると理解しています。

今回、農水部で漁港課ですか、浮き棧橋の1億7,000万か6,000万で御所浦の入札がありまして、1,100点、それはもう高いから、——そうしないと地場企業でも下請にもとれないと再三言ったんですけども、1,100点は譲れないということで、その中で入札が行われ、入札した会社は1社だけ、三井造船。三角のところの三井造船何とかと今回の三井造船は関連会社と思いますが、実質上1社だけ。

執行部の人を呼んで、どうしてですか、1社だけなんていったら、これは適正な入札じゃないんじゃないですかと言いましたら、いえ、ちゃんと競争は行われていますと。何で

そんなにちゃんとした競争が行われていると言えるのかと、私はかなり心外なんですけども、課長としましては、今回の件に関して、一連の流れの中で、1,100点という中で、ほとんど競争が行われず、今回1社だけだったという点について、どのようにお考えですか。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

今委員御指摘がございましたように、1社だけの入札というのが結果でございますが、まず1,100点の設定要件でございますが、一応この1,100点の条件設定をすると、対象の企業が、大体20社相当ぐらいの対象会社があるというふうな想定で1,100点を設定しております。これは従前御説明申し上げたかと思いますが、これにつきましては、私ども漁港課というよりも、県の考え方として、20社相当数の点数を有する、20社が参加できるようところで一応点数を規定しているという状況下でございます。

結果的に1社だけしか入札がなかったということは、申しわけございませんが、それは結果論であって、チャンスとしては20社程度が応札の可能性があったということで、なぜ1社なのかということについては、私もここで明言はできませんが、そういう意味で20社の可能性があったということで御説明申し上げたいと思います。

○守田憲史副委員長 あくまでも結果であったと——問題は、結果が問題であって、そして、この20社というのは、僕も要項を見ましたが、20社から30社と書いてあるんですよ。それで前回の土木部ですが、実質上僕は競争は行われていなかったと思いますが、今回も再三1,100点が高いものだということを主張していながら、20社から30社のとき、あえて20社だったわけで——20社から30社は、その

要項の中で裁量ができるはずで、それでも20社だった。そして1社だった。それは結果論だというのは——そんならね、20社から30社だったらあなた方は一体——あなた方の仕事の内容を言っているんじゃないんですよ。競争の正当性を問題にしているんですよ。それは答えになってないと思いますが、改善の余地ありとお考えになりますか。

○平尾漁港漁場整備課長 先ほど申しましたように、これは入札制度にかかわることでございますので、漁港漁場整備課1課のみでお答えするのはちょっと難しい状況でございます。

○守田憲史副委員長 福島部長、どのように——改善の余地ありとお考えになりますか。中小企業振興条例との関連もあってですね、僕は競争が行われていないと思いますが、いかがですか。

○福島農林水産部長 今のお話について端的に申し上げれば、それは漁港課長が申し上げているように、今ここで改善余地があるのかなのかというのは明言できません。それはやはり、我々も発注元であります、全体もやってもらっている土木部としっかり協議して、守田副委員長がおっしゃったような趣旨も改めて土木とも相談して、どうすべきかは考えることかと思っております。

以上でございます。

○守田憲史副委員長 再度言いますが、国交省、八代市、天草市がやるところでもこんな高い点数をしていない。そして、農水部でも落札した1社だけだったろうと、それが三井造船関係であったという点、極めて不自然であるということは、もう一度申し伝えて、改善の余地ありということのを要望しておきます。

○早川英明委員 1つだけ教えてください。

附属資料の48ページ、農村計画課です。ここに、先ほど御説明いただきました国営土地改良事業の負担金の流れというのが図で書いてありますけども、まず、国の方からの借入れを、県が受益農家にかわって負担金を一括納入するとなっております。まずここから聞きたいというふうに思いますが、これは、一括ですから、もう金利とかそういうのはなくして、受益者負担分についてそれぞれ一括納入ということですか。

○宮崎農村計画課長 農家負担金の一括と申しますのは、その当該年度に受益農家が負担すべき額を一括して支払うということですので、農家負担金をすべて一括して払うという意味ではございません。

○早川英明委員 だろうと思いましたが、だとするならばですよ、この受益者農家につきましては、2通りの支払いの方法があると思います。繰り上げ償還をして一括で、15年あるいは20年それぞれの——土地改良区の制度上違いますけども、この地区においては15年償還、あるいは、この地区では20年償還、それはありますけども、Aという方は、もう金利は相当な負担があるから一括償還をしようということ一括償還をされるのですが、まず1点。次の方、Bという方は、途中でしよって、もう先、金利が負担がもう大変だから3年なら3年払って、あと残りの、15年償還の場合だったら13年分を繰り上げ償還をしようという方もいらっしゃいます。それぞれ農家の負担は違いますけれども、この金利は、県の方で金利を取られますか、土地改良本部の方で取られますか。

○宮崎農村計画課長 金利については、これは国の方の——昔でございますから財投資金

を借りている部分でございますので、それによって金利は決まっております。

○早川英明委員 そしたら、それぞれ個々の計算でその年には——仮に、全体で、金利分も含めて100万なら100万だったと、仮にですよ、した場合に、その中で何人かの皆さん方は、もうことしは金利がかからないということで、それを差し引いて、その年の受益者負担分のことしはマイナス幾らだったから幾らを払いますということで、結局——そしたら、土地改良区はですよ、土地改良区は農家からその分を徴収して県に上がってきますよね。そして、県が、その年その年の分を国の方に納めますよね。という流れでしょう、これは。

○宮崎農村計画課長 基本的には委員おっしゃったとおりでございますけれども、事業が完了した後、農家の負担金というのが幾らというのは基本的に確定をいたします。それまでに国が立てかえ払いをして事業費を出しておりますので、仮に農家の負担金が例えば数億だとすれば、その数億分に金利が上乘せになりますして、基本的には15年の分割払いをしていただくというような形になりますので、それが基本形というような形になりますので。

ただ、おっしゃったように、場合によっては金利の問題もございまして、繰り上げ償還できる制度もございまして、それはそれに該当する部分について繰り上げ償還ができる制度があるということでございますので、基本的には、農家の皆さんは、事業完了後、ある地区であれば、その農家負担分の元金に金利を乗せたものを、基本的に15年間同じ額を支払っていただくというような制度になっております。

○早川英明委員 それはわかりますけれど

も、ほとんど繰り上げ償還をするわけですよ。それは15年間だったらもう相当な金額ですから、倍以上になりますからですね。受益者負担が15%だったら、仮に反当たり、10アール当たり400万かかったら60万の自己負担金ですから、それを15年間いけば相当な額になりますから、ほとんどの方が繰り上げ償還をしますがですね、そのときに、その利子の差額とか、あるいは、まずは——土地改良区に落ちるわけでもなく、県に落ちるわけでもなく、その部分については全額国の方にやるということですね。

○宮崎農村計画課長 おっしゃるとおりでございます。事業の負担分の金利については国に納付をするということでございます。

○早川英明委員 後から詳しく教えてください。

○高木健次委員 時間も押していますから簡単に入りたいと思いますが、まず、附属資料の1ページから43ページまで、22年度の繰越事業調べですね。非常に本数が多いと思うんですけども、これは総計で——私もちょっと数えたけども正確な数字が出てこぬもんですから、大体全部で何本かわかりますか。概略でいいですよ、大体何本。

○国枝農林水産政策課長 翌年度繰越額ですが、明許繰越額321件ございまして、全体で約155億円余となっております。

○高木健次委員 なぜこのことを質問したかということ、22年度は経済対策、この分が非常に窮屈だったろうと思うんですけども、22年度に21年度分の繰り越しをこれだけ持ってくれば、23年度の本来の事業、これにある程度支障が出てこないか、この23年度事業分が24年度にまた繰り越しをせざるを得な

くならないのか、その辺を私としても非常に、単純に考えてそう思うもんですから、こういう150本もの繰越事業が出てくれば、本来の23年度の事業が24年度に繰り越しをされたり、その辺の支障が出てこないのか、農林部において。その辺の見解というのは、これは農林部長でいいのかな。

○大薄農村振興局長 農村振興局長の大薄です。

今の件ですが、22年度に補正が組まれると——例えば11月とか、国の方の国庫補助を伴うような補正につきましては、ほとんどの場合、その年度にやるべき事業ができなかった部分、それは普通なんですけど、今は、一般的には、次の年度の前倒しというようなことで予算を確保すると、そういうことをやっておりまして、極端に、例えば23年度の予算が総額でふえると、そういう状態にはございませんもんですから、できるだけ前倒しでいただけるようなものについては前倒しでいただいて全体の事業進捗を図ると、そういったことで考えております。

○高木健次委員 私150本と言いましたけど、150億、正確には321本ですよ。ただ、やっぱりこの内容を見ると、進捗率がゼロのところもあるし、10%、20%、50%、ある程度100%のところもかなりあるんですけども、まだ進捗率が非常に悪いところもある。そういうことを考えれば、前倒しでやっているから24年度は余り影響ないと言われるようですけども、何がしかの私は影響はあると思うんですよ、23年度事業が。

きちんと23年度中に完結できるのか、その辺で非常にやっぱり——この辺の繰越事業というのは、やっぱりしっかり——前からわかっている、この事業をやるには、例えば用地交渉ができなかったりとかいろいろな理由がありますよね。こういう事情はわかっている



わけだから、その辺はしっかりとやっぱり最初の段階から取り組む覚悟を決めていかないと、容易に考えて、どんどんどんどん繰越事業がふえてくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうところはちょっと部長の方にも指摘をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかにほごさいませんか。

○城下広作委員 一言だけ、要望だけ、決算でございませう。

各事業の貸付金の残が結構ございませう。しっかり回収を頑張っていたらいいなと。夜も一緒に回って回収もしていただいているということもございませう。そういうふうには大変御苦労されていると思ひますが、やはりずっと継続で延びていくということ自体は、結果的にはやっぱりその間の事業の有無の——チェックが厳しかったということになりますので、回収にはしっかり頑張っていたらいいなということをお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 ほかにありませんか。

それでは、これで農林水産部の審査を終了いたします。

これより1時15分まで休息をいたします。

午後0時12分休憩

午後1時16分開議

○藤川隆夫委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより、警察本部の審査を行います。まず、警察本部長から、ごあいさつをお願いいたします。中尾警察本部長。

○中尾警察本部長 藤川委員長、守田副委員長を初め委員の皆様方には、平素から警察行

政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対し、まずもって心から御礼を申し上げます。

それでは、私の方からは最近の県警察の重点取り組みの中から、これまでも当委員会御説明させていただいておりますように、昨年1月から本年12月までの2年間の総合的な治安対策として推進しております「安全・安心くまもと」実現計画2010に掲げた基本目標に関する現状を申し上げます。

これは、刑法犯認知件数を1万8,000件未満に定着させる犯罪の抑止、また交通事故死者数を95人以下に、交通事故死傷者数を1万4,200人以下にそれぞれ定着させる交通死傷事故の抑止、さらには検挙人員を増加させる県民生活を脅かす犯罪の検挙という3つの基本目標を掲げ、現在その仕上げの時期として、組織の総力を挙げて取り組んでいるものでございませう。

そこで、本年9月末現在の基本目標の達成状況について申し上げます。

まず、犯罪の抑止については、刑法犯認知件数が1万693件と、実現計画策定時の一昨年同期比で2,275件減少しております。

次に、交通死傷事故の抑止についてであります。死者数が53人、死傷者数が9,882人と、一昨年同期比で死者数が7人、死傷者数が678人それぞれ減少しております。

一方、犯罪の検挙人員についてですが、3,744人と一昨年同期比で218人減少し、数値的には大変厳しい状況にございませう。内容的には、熊本市内で発生した強盗殺人等事件や、女兒殺人・遺体遺棄事件など、全国的に耳目を集める重要凶悪事件を早期に検挙するなど、一定の成果をおさめていると考えております。

このように、県下の治安情勢は比較的良様に推移してきましたが、先月、暴力団対立抗争の可能性あるけん銃発砲・殺人未遂事件が発生した上、例年、これから年末にかけて

は強盗等の凶悪犯罪が発生する傾向にあり、また日没時間が早まることで、交通事故が発生しやすくなるなど、基本目標を達成する上で障害となる外的要因が多くなります。

県警察といたしましては、これらの障害に屈することなく、県内の良好な治安を確保するため、職員一同取り組んでまいりますので、委員長を初め委員の皆様方には引き続き警察活動への御理解と御支援をよろしく願いたいというふうに思います。

本日は、平成22年度一般会計のうち、警察関係分の決算について御審議をいただきますが、警務部長から平成22年度中の決算概要等について、会計課長から平成22年度歳入歳出決算等について、それぞれ御説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願います。

○藤川隆夫委員長 次に、警務部長から決算概要の説明をお願いします。金高警務部長。

○金高警務部長 警務部長の金高と申します。

それでは、平成22年度の決算概要について御説明いたします。

最初に、前年度の決算特別委員会において御指摘を受けました警察関係で改善または検討を要する事項等のうち、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、委員長報告の第4の1、「収入未済の解消については、例年の指摘にかかわらず取り組みが不十分である。一部、体制整備を図り、法的手続に移行するなど改善の跡も見受けられるものの、全体としては債務者個々の状況把握など債権管理が不十分であると言わざるを得ず、歳入の確保、負担の公正・公平の観点から今後さらに改善すべき問題である。取り組み方等をはじめ、各部局が縦横の連携を密にして、債権管理を徹底し徴収の強化を図るとともに、収納が見込めないものに

ついては、所要の措置を講じること。」について、その後の措置状況を御報告いたします。

平成21年度末の収入未済については、交通情報板等の損害賠償金、放置違反金及びこれに係る延滞金、交通事故等に係る損害賠償金、恩給に係る過払い金の、計455件、総額2,087万2,207円を計上しております。

収入未済の解消につきましては、滞納者に対する督促状や催告状の発送を初め、電話や戸別訪問による催告を継続的に行うとともに、所在不明の滞納者に対する調査を積極的に実施するなど、徹底した徴収促進に努めてきたところです。今後も、引き続き未収金の回収に取り組んでまいります。

続きまして、委員長報告の第4の2、「国で開発中の自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの管理経費等として、相当額の負担金を支出しているが、いまだ国とのシステム接続ができておらず、活用できない状況にある。県民の利便性に資するよう、適切な対策をとること。」について、その後の措置状況を御報告します。

このシステム、いわゆるOSSシステムとありますが、これは自動車を保有する際に必要な各種の行政手続が、パソコンから一括して行えるシステムであります。現在、当県以外の10都府県において運用しています。本県につきましては平成21年10月、当県警察からOSSシステムに係る都道府県警察の費用負担の割合等を協議・決定するOSS推進警察協議会長宛に、制度のあり方あるいは改善の方向性等について、問題提起を行っております。

また、昨年4月に開催されました全国知事会議においても、システム未稼働県が負担金を支払うのは不合理ではないかとの指摘がなされております。これを受けて、所管庁の一つである国土交通省から、平成23年度以降はこれまでの年間経費約10億円を3億円以内に

するというコスト削減案が提示されました。

その提案に基づき、OSS推進警察協議会において、平成23年度以降は7,500万円程度になる共有経費を、現在稼働中の10都府県警察で負担すること、また1,085万7,000円の事務経費については、全国都道府県警察で案分して負担することが決定されました。

したがって、平成23年度以降の本県警察負担金は約23万円となります。

OSSシステムの構築には多額の予算が必要であることから、引き続き利用率あるいは費用対効果及び他県の動向を見きわめ、導入の可否等について関係機関と連携を図りながら慎重に検討していくこととしております。

以上、前年度の決算特別委員会において御指摘を受けました事項等についての説明を終わります。

続きまして、警察本部の平成22年度決算の概要について御説明いたします。

まず歳入についてですが、予算現額は35億2,411万6,000円に對しまして、調定額は35億2,004万9,000円、収入済み額は34億9,895万1,000円、収入未済額は2,109万8,000円と、収入率が99.4%となっております。

次に歳出についてですが、予算現額394億7,841万9,000円に對しまして、支出済み額は385億2,087万円、翌年度繰越額は2億5,378万7,000円、不用額は7億385万2,000円と、執行率が97.6%となっております。

以上が、警察本部の平成22年度決算の概要でございますが、詳細につきましては会計課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

安全で安心して暮らせる熊本を実現するため、総力を挙げて取り組んでまいりますので、引き続き各委員の皆様方の御理解と御支援のほど、よろしくお願いたします。

○藤川隆夫委員長 引き続き、会計課長から決算資料の説明をお願いします。田上会計課

長。

○田上会計課長 会計課長の田上でございます。

平成22年度決算資料の説明に先立ちまして、定期監査結果におきまして熊本県監査委員から御指摘を受けました2件について、その後の措置状況を御報告いたします。

いずれも職員の交通事故についてですが、まず警備第一課分、「平成22年度に公用車による職員の過失割合の高い物損事故が2件発生している。このうち1件は、公用車の棄損額が大きいものとなっている。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた具体的な交通事故防止対策を講ずること。」

次に、外事課分。「平成22年度に公用車による職員の過失割合の高い人身事故が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた具体的な交通事故防止対策を講ずること。」について、御報告いたします。

御指摘を受けた事故のうち警備第1課に係るものは、駐車場で方向転換する際、後方の安全確認を怠り、案内標示板の支柱に衝突した自損事故、片側2車線の道路を直進中、右折のため減速した前方車両を避け切れずに衝突した物損事故であり、外事課に係るものは信号機等のない交差点を左折する際、他の後方車に気をとられ、左後方から進行してきた歩行者に接触した人身事故であります。

いずれも、職員に100%の過失があるものであり、警備第一課の物損事故では修理に20万円余りを要しております。

これらの事故に対する措置状況としましては、事故後、両所属とも監察課が実施しております招致指導、実技指導訓練に該当職員を参加させたほか、具体的な交通事故防止対策として、同乗者による安全確認、車両誘導など同乗者との連携、幹部による同乗指導な

ど、所属としての事故防止策を講じておりません。

また、朝礼や出発前に幹部から、交通事故防止に関する具体的な指示・教養を行うなど、交通安全意識の高揚・啓発に努めております。

県警として職員の交通事故は重要な課題として認識しており、今後も公用車交通事故防止総合プランを初め、県警を挙げて公用車の交通事故防止に取り組んでまいります。

引き続きまして、平成22年度の歳入歳出決算につきまして、お手元の平成23年度決算特別委員会説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

1ページ目をお願いいたします。平成22年度歳入歳出決算総括表でございます。

歳入決算は、予算現額35億2,411万6,000円に対しまして、調定額35億2,004万9,000円、収入済み額34億9,895万1,000円となっております。

収入未済額が2,109万8,000円となっておりますが、この内訳は放置違反金、放置違反金に係る延滞金、交通情報板損壊に係る損害賠償金と、5件の交通事故等に係る損害賠償金及び恩給受給者が平成19年10月に死亡していたにもかかわらず恩給を支払っていた過払い事案の未収金を合計した金額でございます。

続いて、右側の欄の歳出決算について御説明いたします。

予算現額394億7,841万9,000円に対しまして、支出済み額385億2,078万円、翌年度繰越額2億5,378万7,000円、不用額7億385万2,000円となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

歳入に関する調べについて、御説明いたします。

2ページから7ページ下段にあります認知機能検査員講習手数料までが手数料に関するものでございます。

そして、その下の国庫支出金から9ページ

の上段2行目、太線までが国庫支出金に関するものでございます。

ここで、8ページ目をお願いいたします。

8ページの一番下段にあります地域活性化交付金につきましては、予算現額に対して調定額、収入済み額とも減額しておりますが、これにつきましては22年度歳入予定としておりました交付金について、熊本南警察署富合駐在所新築工事に関する繰越明許費の設定に伴い、23年度歳入として受け入れることとしたためでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページの上段、太線の下の方の財産収入のところから、10ページの中段、太線の上の不用品売り払い収入のところまでが財産収入に関するものでございます。

次に、10ページの中段、太線の下の方の諸収入のところから12ページ目までが、諸収入に関するものでございます。

ここで、10ページ目をお願いいたします。

10ページの下段の延滞金(放置違反金)のところの収入未済額22万2,000円及び11ページ1段目の放置違反金の収入未済額520万4,000円につきましては、先ほど御説明いたしました放置違反金等に係る未収金でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

雑入のところの収入未済額1,401万4,000円につきましては、これも先ほど御説明しました交通情報板損壊に係る損害賠償金を初め、5件の交通事故等に係る損害賠償金の未収金の合計金額でございます。

また、その下の収入未済額165万8,000円につきましては、恩給の過払いに係る未収金でございます。

引き続きまして、次の13ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございます。13ページから最終の14ページまで、警察に関するものでございます。

警察費で不用額が生じた理由の主なも

のですが、まず13ページの上から4段目の警察本部費につきましては、退職手当等各種手当の執行残、庁舎等光熱水費等の節減による執行残などで、2億7,023万2,000円となっております。

さらに、その下の装備費につきましては、車両修繕等の執行残など1億5,158万4,000円でございます。

一番下の警察施設費につきましては、施設設計管理委託費等の執行残、施設新築等工事請負費の執行残など6,703万7,000円でございます。

続いて、14ページをお願いします。

最上段の運転免許費につきましては、運転免許講習委託量の執行残など3,545万5,000円でございます。

中段の警察活動費につきましては、捜査活動旅費の執行残、複写サービス料の節減による執行残、各種消耗品購入費の執行残、警察電話専用回線料等の節減による執行残など、1億7,702万1,000円でございます。

続きまして、別にお配りしております、平成23年度決算特別委員会附属資料に基づきまして、御説明申し上げます。

附属資料の1ページ目をお願いします。

1ページ目の、平成22年度繰越事業調べでございます。これは設計委託や工事に時間を要する事業であることと、東日本大震災の影響で期限内納品が困難だったため、23年度予算として繰り越しをしたものでございます。

次に、2ページ目をお願いします。

平成22年度収入未済に関する調べでございます。収入未済額が2,109万8,000円となっておりますが、これにつきましては先ほど御説明いたしましたとおり、放置違反金、放置違反金に係る延滞金、交通情報板損壊に係る損害賠償金と5件の交通事故等に係る損害賠償金及び恩給の過払い事案の未収金を合計した金額でございます。

収入未済の回収につきましては、滞納者に

対する督促状や催告状の発送を初め、電話や戸別訪問による催告を継続的に行うとともに、所在不明の滞納者に対する調査を積極的に実施するなど、徹底した徴収促進に努めてきたところでございます。今後も引き続き、未収金の回収に取り組んでまいります。

次に、4ページ目をお願いします。

平成22年度県有財産処分一覧表でございます。いずれも、今後の用途につきまして検討を行い売却等を行ったものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 以上で、警察本部の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。松岡委員。

○松岡徹委員 説明資料の14ページを見ますと、交通安全施設等整備費の関係ですけれども、9月議会の本会議でもちょっと議論になりましたが、交通安全整備の予算が、この10年を見ると相当減っている、3分の1とか4分1近くとか。私もいろいろ県民から、信号機とか停止線とかいろんな相談がありまして警察の方に御相談をいたしますけれども、なかなか、やっぱり警察の方も何とかせないかぬというお話はあるんですけども、予算が非常に窮屈になっているというお話を聞きました。それで、これはかなり大幅な減り具合だから、私自身は県民の安全・安心という点からすれば、交通安全対策というのはもっとふやさないかぬと思うんですけども、総額が減っているのか、警察予算の中での交通安全対策費が減っているのか、その2つが絡まって減っているのかというようなことも思いますけれども、そこら辺のところはどうなんでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

○高野交通規制課長 交通規制課長の高野でございます。

予算の関係でございますけれども、一応単独の事業費につきましては、年々減少しております。ちなみに、平成10年から平成23年度の予算を比較してみますと、平成12年は17億3,491万円の予算につきまして、平成23年度は3億3,000万ということで、15%に満たないような現状でございます。しかし、その中でも全予算の減少の中で優先順位、緊急性、そういったことを踏まえまして順次整備をしておりますが、なかなか県民の皆さん方の要望にすべてこたえられるという状況にはございません。

○松岡徹委員 そうすると、地方単独の事業費の減はもっと減りは多いけれども、交通安全対策費は、その中では比較的減り方は少ないというふうに理解していいわけですか。

○高野交通規制課長 整備費につきましては、国庫補助金等対象の特定事業と県単独事業に分かれておりますけれども、総枠からしても徐々に減少はしております。特に県単事業費が減少が著しいような状況でございます。全体的な厳しい予算の中ではやむを得ないかなというところはございますけれども、非常に苦慮しておるところでございます。

○松岡徹委員 1回、交通安全対策課の方からちょっと教えていただいたのでは、この10年間で3分の1ぐらい減っているというようなことで、やっぱり停止線1つ引くとはやおいかんという話がありまして、これはなかなか難しい問題だけれども、県民の立場からすれば、ぜひそこら辺はふやしてもらって、もう少し早く、できるだけ多く改善していただければと思いますので、要望しておきます。

○松田三郎委員 関連でいいですか。今の松岡委員の御質問に関連しまして、やや内部的

な話になりますけれども、例えば信号、県下各地から要望は何十、何百あると思います。毎年その中で設置できるのがこれぐらいという、大体平年ベースであると思いますが、警察本部内で、例えばこれぐらい要望はあるけれども、毎年これぐらいだから、この予算はこれぐらいに要求しようという事情なのか、もしくは財政課の方で、例えばちょっと余分に要求しても、財政課の段階で、いや毎年これぐらいだから、これぐらいでいいんじゃないですかというように削られる、わかりやすく言えばどっちの要因でこれぐらい減っているという事情ですか。

○金高警務部長 私も実は本年、総務部長と直接この交渉はしております。我々としても、御指摘のとおり年々減っているものから、減った分を何とか挽回しようと、上乘せしてやっているつもりではいるんですが、やはり知事部局の方が厳しい査定をしております。いかんせん本当に朽ちて古くて錆びて、どうしようもないものから順に優先づけをして、急場をしのぐといいますか、そういう形で安全設備、信号機等々こういった整備をしている状況と、私はそういう印象を持ってやっております。あと細かい点はちょっと交通部門にお願いします。

○高野交通規制課長 安全施設の使用につきましては、県下のフォローアップの政策方針に基づいて、うちの方も予算が減少しております。9月の議会の一般質問でも、本部長が答えておりますとおりに、年間更新が必要な予算というのは多額に上っています。その中で、ちなみに参考までですけれども、更新の整備率が全国でワーストワンという不名誉な現状ではございます。

信号機につきましては、大体19年から20年が耐用年数ということで、整備をしております。既に20年を過ぎた標識柱、特にコンクリ

一ト柱ですけれども、これが45年を過ぎたのが174本と、これはもう早急に更新をしなければ、極端な話をしますと倒壊のおそれもあるということで、順次整備は進めておりますけれども、予算が更新に追いつかないという現状は、もう明らかな状態でございます。

○松田三郎委員 余分に言よんなはると、もっと余分に要望しなはる……。共産党の松岡先生も応援団でしょうからね、我々議会も一生懸命頑張ります。以上です。

○早川英明委員 信号機の話が今出ましたけれども、今なかなか皆さん方の要望に賄えないというような負の予算ということで私たちも承知しておりますけれども、他方では、カーブミラーとかそういうところの設置につきましては、県道だったら県の土木がつけるケースもあります。あるいは市町村がつけるケースもあります。

私は一番、どんなでしょうか、信号機もその地元が、ここはとても大事だということであれば、市町村が金を出すということになれば、県あたりは、それはいいですよという、そういう許可は出されないものでしょうかね。私は、そういう制度ができるならば、まだ信号機は可能なところに、市町村が負担してでもつけるというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○高野交通規制課長 非常にありがたいお言葉でございます。ただ、地方財政法上、県の事業に関しまして地方自治体、市町村には負担をかけられないという縛りがございまして、特に交通安全施設の信号機の設置・管理につきましては警察所管の事業ということで、そちらの方をお願いするわけにはいかないという現状でございます。

○早川英明委員 それは制度上は全国的でし

ようけれども、熊本県だけではないでしょうけれども、将来的にはそんな方向にやっばり、それは熊本県だけではないというふうに思いますが、やっばりそういう交通施設については、私はそんな方向に行くべきではないかなというふうなことを思いますから、ぜひひとつ検討はしていただきたいなというふうに思います。

○岩下栄一委員 警察活動費ですけれども、交番、派出所機能強化というのがあります。また22年度の県有財産処分の中に2カ所ばかり、派出所とか交番が廃止されているんですね。この2、3年の交番、派出所の現状というか、あるいは空き交番の解消とか、そういう状況はどうなっているんですかね。

○古川生活安全部長 交番、駐在所につきましては、県内に交番が58カ所、駐在所が117カ所ございます。特に交番関係で空き交番対策、パトロールを強化してほしいというのと、逆にいつも交番に人がいてほしいという要望が強いものですから、これにつきましては交番相談員という制度をつくりまして、現在、交番相談員16警察署54交番に76人を配置して、警察官が不在のときも相談員がいて、いろいろな相談あるいは拾得物等の地域の実効に対応できる、また必要であれば警察官に連絡して帰署してもらおうとかいうような対策を講ずるために、交番相談員制度というのを設けております。

○岩下栄一委員 交番、派出所の犯罪抑止効果というのはやっばりあって、熊本市渡鹿の派出所が随分前に廃止されて、その近くでこの間、押し込み強盗というか殺人事件が発生したんですね。ああいう事件が発生しますと、ちょうど学校のそばだったから児童生徒がおびえて、集団登下校せんといかぬようになった。交番が近くにあれば、ああいう犯罪

は起きなかったんじゃないかという気もするんですね。ですから、なるべく減らさずにやってほしいなと思います。

麻生総理が前、警察官の増員とかいろんなことを言っていましたけれども、今の状況で警察官は足りているのかというのは私は疑問に思っていますし、ぜひ少なくとも交番、派出所は減らさないようお願いしたいと思います。

○城下広作委員 確認なんですけれども、この監査で指摘を受けたこの交通事故は、これは平時のときですかね、それとも追跡を今から始めようとするときに事故を起こしたのか、どっちなんですか。

○池部首席監察官 首席監察官の池部です。  
今の事故は、両方とも通常走行中ということで、緊急走行とかを行っているときの事故ではございません。

○城下広作委員 平時であれば、やっぱり注意をしなければいけないということですけども、今からいざ追跡しようとしたときに、たまたま急いで事故に遇うということは結構あり得るのかなど。余り追跡を自粛してしまって、結局検挙につながらぬとなると、またこれもいかぬでしょうから、ある程度追跡してスピードを出して、緊急を要する場合には事故なんかもこれはリスクが高くなるのかなということも、ちょっと心配したものですから、そういうこともある意味では、場合によっては危険な走行といいますか、事故を起こすような可能性も出てくるという職業だというふうに思いますので、なるべくないようにしながら頑張ってくださいということ、ひとつ要望しておきたいと思います。

もう1つですけども、例のセーフティーパトロール活動事業、これは経済対策で事業を行っているんですけども、この効果につ

いて、私もよく夜も見るし昼もよく、2人でパトロールされている姿を見ます。イメージとして私は大変いいと思います。ただ、具体的にこれをパトロールをやって犯罪の抑止につながっているという検証をするという部分、具体的にそれはどうやって検証ができるのか、できるかできないかとか。また逆に、パトロールをやったことによって、かなり未然に防げるような案件が出てきたというようなことがあるのか、ちょっとその辺のパトロール事業について、わかる範囲で教えてくださいたいと思います。

○古川生活安全部長 生活安全部長の古川でございます。

セーフティーパトロール活動につきましては、御承知のとおり緊急雇用創出基金事業としてやっております。

どのくらいの効果があるかというお話ですけども、今、熊本市内3警察署を含めて、7署管内で活動をやってもらっております。おおむね制服、いわゆる警備会社に委託しているものですから、1つの警察官の制服じゃないですけども、制服を着て地域を回っていただく。特に街頭犯罪等の未然防止を目的としたパトロール活動等をやっていただいております。

目に見えた成果がどれだけあるかというのはなかなか検証しにくいんですけども、先ほど本部長のあいさつにもありましたけれども、犯罪の認知件数というのが大幅に減少してまいっております。7年連続で減少して、ことしも前年同期比でも6%近くの減少と。これは、そういうセーフティーパトロールだけの効果ではありませんけれども、やはり防犯ボランティアとか、こういうセーフティーパトロール隊の活動が抑止効果につながっているというふうに考えております。最近、オートバイ盗とか車上ねらい、あるいは万引き、自転車盗という身近な犯罪が多いのです



けれども、駅の駐輪場とかあるいは大型商業施設等に、そういうふうにセーフティーパトロール隊の皆さん方が回っていただくことで、安心感を与えるんじゃないかというふうに考えております。

数的に、これだけ減少したということは言えませんが、いろんな事案にも対応してもらっておりますし、そういう身近で見守り活動といいますか、子供や女性、少年たちを見守る活動をしていただいて、非常に高い効果を波及させているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○城下広作委員 私も確かに、成果を具体的に数字でというのは難しいと思います。また、効果があると私は思っております。

それで、場合によっては若者に、間違いなく悪いようなことをやっているときに、声をかけて注意をするということは、そういう権限といいますか、そういうことはやっていいようになっているのですか。

○古川生活安全部長 犯罪を抑止するためですので、当然強制力は伴いませんけれども、声をかけて、少年たちにその規範意識を植えつけるとか、それは活動の一環でございますので、どしどし声をかけて、またたまり場等があれば警察にも通報していただくけれども、そういうふうに少年たちに規範意識を植えつけたり、いわゆる道徳心を起こさせるというのは当然やっていい行為でございます。

○城下広作委員 ぜひ、その事業をしっかりと、今配置されていますから、それが犯罪の抑止につながっていますので、頑張っていたきたいと思います。

○古川生活安全部長 また来年度もやらせていただくように……。

○藤川隆夫委員長 ほかにありませんか。池田委員。

○池田和貴委員 19ページに、海外語学研修費が計上されております。ちょっとお伺いたいんですが、今、日本の経済を立て直すためにはアジアの活力を取り込むべきだということで、積極的にアジアの人たちを日本に引っ張ってこようというような動きがあるわけですね。ただ、たくさん人が集まれば、もしかしたらそこで犯罪の加害者になる場合もありますし、もしかしたら来られた人が日本の犯罪の被害者になる可能性もあるわけでございます。そういったことを考えますと、外国人の人たちがそういう立場になったときに、やはり警察の皆さん方がされるとき、語学とか言葉の問題というのが当然出てくると思うんですが、特に熊本ですと平成22年度の観光統計を見ますと、韓国からの方が約75%を占めるということです。そういった海外の方が、例えば犯罪の加害者になったりとか被害者になった事案がここあるのか。あと、警察署の中にそういった言葉を話せる人たちが大体どれくらいいらっしゃるのか、よかったら、その辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

○金高警務部長 まず、今お尋ねのいわゆる外国人からの犯罪の状況でございますけれども、被害者になられた場合はちょっと手元にはありませんけれども、被疑者という形でいきますと、年間の数は違いますけれども、本県の場合20名から30名の外国人犯罪を検挙しておるといった状況にあります。

それに伴います、当然、犯罪の被疑者もそうでございますけれども、関係者を見まして語学の部分、若干アバウトな数字でございますけれども、特に中国語、北京語を中心とした中国語の問題、英語はもちろんでございますけれども、熊本県警に通訳できる職員とい

うのが、警察職員で約100名おります。すべてそれを一度に使うというわけではないんですけども、それぞれの仕事をしている中で使っております。70数パーセント、80%近くは英語と中国語の、特に北京語でございますけれども、そのほかにもいろいろな言語の部門がある。そのほかにも部外の方に、部外通訳要員ということで、いざいろいろありましたときをお願いする。最近、外国人は、10数年前と比べますと減ってはきておりますけれども、たくさんそういう関係者がいらっしゃるときには、あるいはまた言語の種別によっては対応も、通訳要員も限りがありますので、そういうことで、その部外の通訳要員の方に、もちろん謝金という形をお願いしてやるという場合もございます。

昨年その部分で約、全体被疑者いろいろな期間がございますので、一律にこの時点で何10時間の通訳をしたかというのは、一々はございませんけれども、大体60%は中国語が多うございます。そういう中で、そういう部内の通訳要員の育成、当然のことながら継続していかなければいかぬものですから、それを含めた形で、例えばシンガポールに1年間派遣するとか、あるいは警察庁の方にそういう語学の部分で派遣して育成を図るというようなことを現在もやっております。以上です。

○吉村警備部長 警備部長の吉村でございます。

若干補足させていただきますと、県内に留学生として熊大を初めとして5大学や専門学校に約900人の留学生がいらっしゃいます。それから技能実習生ということで、縫製業、鉄工関係企業等に約2,000の方がいらっしゃいます。

今、委員御指摘のとおり、いろんな国の方々が滞在されているわけで、こういった方々が事件に遇わないように、交通事故の問題、いろんな習慣・制度の違いがありますので、

各警察署が中心となって、それと担当者をそういういったところに派遣をして管理者の方、場合によってはその工場の中で研修生の方を集めていただいて、そういった熊本の制度、交通ルール、こういったものを指導していると。それから、またイスラム系の方もいらっしゃいますので、宗教上の違いとかそういったこともありますので、そういった観点からの指導も実施しておる状況でございます。

それからシンガポール等への派遣は、やはり国内だけでの語学研修もやっておりますけれども、やはり生活習慣、実体験というのは非常に必要な部分がありますので、継続した事業として進めさせていただいております。

○池田和貴委員 今お話を伺って、県警の方に、語学の堪能な方の数がかなりいらっしゃるとするのは心強いことだというふうに思いました。

今、吉村部長がおっしゃったように、言葉だけじゃなくて習慣とか文化的な違いとかも含めて対応すべきところもあると思いますので、こういう語学研修は、ただ本当に不要ということではなくて、やはりこういった枠も、財政は厳しいと思いますけれども、取り込みながら安全のために頑張っていただきたいというふうに思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 ほかに、ありませんか。

ちょっと私から1点。附属資料の3ページの収入未済額の状況の中で、非協力的と言われているのが219件の268万円余あるわけなんですけれども、この方たちに対して法的措置等は考えているのかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

○一ノ瀬交通指導課長 交通指導課長の一ノ

瀬でございます。

放置違反金の関係で御説明させていただいて、よろしいでしょうか。

放置違反金の関係については、法的措置としましては、まず納付命令をいたしまして、そのうち納付されない方に対しましては督促状等を発送しますし、これまでも滞納処分ということで措置をとったこともございます。滞納処分につきましては、これまで……

○藤川隆夫委員長 この非協力的な219件に対して、今後どういう態度で接せられるかということ、ちょっとお聞かせいただければと思います。

附属資料の3ページの平成22年度収入未済額の状況の中で非協力的というところがありまして、そこが219件、268万円ぐらいあるんですけれども、ただ法的措置がゼロになっているので、全く法的措置もとらずに、この方たちはどうするのかなという話です。

○一ノ瀬交通指導課長 ただいまのをもう1回御説明させていただきます。

非協力的と申しますのは、督促とか催告を受けても納付をしない人たちのことでございます。この方々に関しましては、引き続き督促状、催告状を発送いたしますとともに、電話督促また訪問徴収をした上での徴収に努めておるところでございます。

それでも納付いただけないという方につきましては、先ほども説明をいたしました、滞納処分という措置もとっております。

○藤川隆夫委員長 説明がちょっとあれでしたが、はい、わかりました。

ほかにはありませんね。岩下委員。

○岩下栄一委員 さっき城下委員からパトロールのお話があって、その効果はどうかというお話でしたけれども、私はたまたま校区の

防犯協会の会長をして、昨年からの防犯パトロールをしょっちゅうやっているわけですね、防犯協会の推進の人たちが100人ぐらいいるものですから。そうしますと、東署が毎月あるいは上半期、下半期出すデータがあるんです。そうすると、うちの校区が犯罪発生件数が半減しましたですね。だから、きっとやっぱり効果はあると思うんですね。防犯協会のパトロールはベストを着て回るんですけども、それは犯罪抑止効果だけでなく、子供たちとかお年寄りの安心、みんなで校区でやってもらっているんだという安心感があるから、これはもうぜひ、防犯協会もそうですけれども、セーフティーパトロールも継続してやっていただきたいというふうに思います。

それで、ちょっと質問だけでも、この中にテロ防止とかサイバー犯罪とかありますけれども、現実には何かあるんですか。

○吉村警備部長 テロ防止は、去年はAPECがございました。国際テロ、こういったものに対して、これは実際どこで発生するかわからない。日本にも過去に現実には、アルカイダの構成員とされる人間がいたということが確認をされております。こういったいろんな情報から、必ずしも日本が安全だとは限らない。特に、やはり日本はアメリカとの同盟国という位置づけですから、今イスラム系の過激派によるテロの場合、アメリカの味方は敵という見方があるんですね。そういったところで、その同盟国に対する日本もその攻撃の対象とするというような声明は、アルカイダの声明の中にも過去にも出ております。そういった観点から、国際テロの対策は全国津々浦々やっております。

それから、新幹線がことし開業しました。やはりこういったものもテロのターゲットとなる可能性は十分あるわけでございますので、熊本といえどもこういった国際テロ対策

の措置をとらせていただいたと。

それからもう1つ、2点目でございますけれども、サイバーテロの関係、サイバーインテリジェンス、これはもう昨今、きょうの朝刊にも出ておりましたが、非常に大きな脅威でございます。まさに、従前は人を通じた情報の窃取といえますか、そういう情報活動が古典的な手法だったんですけれども、昨今は標的型攻撃、相手がサーバー内に入ってウイルスを植え込んで、そしてそのデータをリモートコントロールで一定のところに送り込むというような、しかもそれが重大な政府機関でありますとか防衛産業機関でありますとか、そういったところ、それから在外公館でありますとか、至るところにそういった攻撃がなされているという現状から、国益上では極めて重大な脅威ということでとらえておりました、それに対しまして警察庁からも指示が参っておりますけれども、そういった対策の強化ということで鋭意取り組んでいるところでございます。

○岩下栄一委員 本当いろいろ時代が変わって、いろんな犯罪がふえてくるなと思うんですけれども、今、不法滞在の外国人というのは、一説には30万とか25万とかいろいろ言われているけれども、熊本あたりも結構不法滞在というのはいると思うんですけれども、そういう人たちの中には、あるいはアルカイダとかいろんなそういうテロの関係者がいたりするかもしれないなという不安もありますけれども、今、不法滞在の外国人は推定どのくらいいるんですか。

○吉村警備部長 数字は今すぐ調べますけれども、全体的に不法滞在者は、一時20万人、30万人という時代もありましたが、全国的な取り締まりの強化によりまして、不法滞在は急激に減っております。ところが、合法的なステータスで、日本人の配偶者という形で入

ってきていますが、その手段が偽装結婚とかそういう手法で、そういうステータスをとって違法な行為をするというパターンがふえてきているという状況でございます。

平成21年1月1日現在の不法残留者数は、11万3,072人ということになっております。半減を打ち出しましたのは平成16年、当時21万人でしたので、50%以下に減らすことができました。そういった状況でございます。

○岩下栄一委員 はい、ありがとうございます。

○藤川隆夫委員長 ほかにはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 なければ、以上で警察本部の審査を終了いたします。

ここで、説明員入れかえのために、10分間休息をいたします。

午後2時7分休憩

午後2時17分再開

○藤川隆夫委員長 それでは、委員会を再開します。

出納局及び各種委員会等の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

初めに、会計管理者から決算概要の説明をお願いします。中山会計管理者。

○中山会計管理者 平成22年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました、施策推進上、改善または検討を要する事項等のうち、出納局関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

なお、指摘事項につきましては、全文を読

み上げず、その趣旨を申し上げ、その後の措置状況を報告させていただきます。

各部局共通事項として、不適正経理の再発防止策について、所属における取り組みに温度差が生じないように、その実効性の確保にさらに努めること、また事務処理の誤りについては、担当者に任せ切りにするのではなく、管理監督者による組織的なチェック体制の強化を図ることという御指摘がございました。

再発防止策の取り組みにつきましては、現在、職員の意識改革、資質向上を図り、適正な会計、物品管理事務を確保するため、新任担当者や会計実務担当者研修、新任係長や新所属長研修など、それぞれの職階に分けて実施する研修や、各職場において職員の全員参加で実施する職場研修に、会計事務等の科目を加えて実施しております。

また、組織的なチェック体制の強化につきましては、支払い漏れや支払い遅延防止についての出納局長通知を発しまして、毎月支払い関係帳票を所属長まで確認させ、組織として総合チェックや支出関係事務の相互管理を実施させております。

今後も、研修や指導等の取り組みを一層充実強化しまして、再発防止策のさらなる徹底を図ってまいります。

なお、個別事項として、出納局の御指摘はございません。

続きまして、出納局の平成22年度の決算概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料1ページの、歳入歳出決算総括表により概要を御説明いたします。

当局では、一般会計及び収入証紙特別会計の2会計を所管しております。

まず、これらの2会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済み額は33億8,300万円余で、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況で

ございますが、予算現額38億9,000万円余に対しまして、支出済み額は37億7,500万円余で、不用額が1億1,400万円余となっております。

不用額の主なものといたしましては、収入証紙特別会計において、収入証紙による手数料等収入を一般会計へ繰り出すこととなっておりますが、手数料等収入が見込み額を下回ったことによるものでございます。

そのほか、人件費や事務費の執行残でございます。

以上が、平成22年度決算の概要でございますが、詳細につきましては各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 引き続き、担当課長から決算資料の説明をお願いします。田上会計課長。

○田上会計課長 会計課の田上でございます。

それでは、委員会説明資料出納局分をお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項はございません。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入につきましてでございます。諸収入の県預金利子及び雑入のいずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

2段目の県預金利子は、収入済み額1億5,693万1,000円は、歳計現金の運用に伴う利子収入でございます。

なお、会計課では歳計現金のほか基金もあわせまして一括して資金運用しておりますが、県全体では6億800万円余の利子収入がございました。

3段目の雑入の収入済み額1,139万円は、主に自動車登録抹消に伴う自動車税の還付金

で、送金通知を行った後に1年間受け取りがなかったものを計上しております。

3ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。2段目の一般管理費の不用額は、主に時間外勤務手当の縮減に伴います執行残でございます。

3段目の会計管理費の不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

最下段の利子636万3,000円は、支払いに要する歳計現金が一時的に不足をしました際の一時借り入れに伴う支払い利息でございます。

また、不用額は一時借り入れが見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、収入証紙特別会計でございます。4ページをお願いいたします。

この特別会計は、県への許認可の申請に当たっての申請手数料を収入証紙によって取っております。その収入証紙による収入を特別会計により一元管理しているものでございます。

歳入につきましては、収入証紙が売りさばかれた販売額を計上しております。

不納欠損額、収入未済額はございません。

上段の証紙収入の予算現額と収入済み額との差、1億1,054万5,000円は、売りさばきの販売額が見込みを上回ったことによるものでございます。

5ページをお願いいたします。歳出でございます。

一般会計繰出金は、許認可の申請に伴う手数料の収入を許認可を行う関係課での収入証紙の消印実績に応じて、関係課へ配分したものでございます。

不用額は、許認可の申請実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

会計課は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○清田管理調達課長 管理調達課でございま

す。

まず、定期監査における公表事項についてですが、公務外で職員の交通事故が1件発生しております。職員に対しましては、日ごろから公務内外を問わず交通安全に心がけるよう注意喚起しているところでございますが、今後、交通安全啓発ビデオ上映による研修を実施するなど、さらに交通安全意識を高めるよう指導してまいります。

それでは、資料の6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入は、上段の財産収入が91万6,000円、下段の諸収入が338万1,000円でございます。調定どおり収入しておりまして、不納欠損、収入未済額はありません。

続きまして、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。総務費ですが、中段の一般管理費の支出済み額が1億1,047万3,000円、不用額が32万8,000円で、下段の会計管理費の支出済み額が1,740万2,000円、不用額が93万8,000円でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤川隆夫委員長 次に、人事委員会事務局長から決算概要及び資料の説明をお願いいたします。田崎事務局長。

○田崎人事委員会事務局長 人事委員会でございます。座って、御説明させていただきます。

人事委員会事務局資料の方をお願いいたします。説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましてはでございます。諸収入の収入済み額が217万8,000円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページの方をお願いいたします。

歳出につきましてでございます。支出済み

額は1億6,736万5,000円で、翌年度への繰り越しはありません。

なお、不用額923万1,000円は、主に職員採用試験の効率的な実施に努めたことなどによる経費節減に伴う執行残でございます。

なお、定期監査における公表事項はございません。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 次に、監査委員事務局長から決算概要及び資料の説明をお願いします。本田事務局長。

○本田監査委員事務局長 監査委員事務局でございます。

監査委員事務局の決算の概要につきまして、お手元の説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては該当はございません。

次に、3ページをお開けいただきたいと存じますが、歳出につきましては支出済み額が委員費1,839万円余、事務局費1億8,293万円余となっております。内訳は監査委員、事務局職員の人件費及び事務費でございます。

なお、不用額、委員費90万円余、事務局費641万円余につきましては、いずれも経費節減に伴う執行残でございます。

なお、定期監査における公表事項等はございません。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○藤川隆夫委員長 次に、労働委員会事務局長から決算概要及び資料の説明をお願いします。柳田事務局長。

○柳田労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

22年度決算の概要について、御説明申し上げます。お手元の説明資料2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。支出済み額は委員会費が2,464万7,000円、事務局費が8,898万8,000円でございます。

この内訳は、委員及び事務局職員の人件費並びに事務費でございます。

不用額の78万円及び267万9,000円は、いずれも経費節減等による執行残でございます。

なお、定期監査における公表事項はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 次に、議会事務局長から決算概要の説明をお願いします。井川事務局長。

○井川議会事務局長 先生方には、かねてから円滑な議会運営のために大変御尽力をいただいております。また、私ども事務局に対しましても、懇切なる御指導・御鞭撻をいただいております。改めて、お礼を申し上げたいと思います。今後とも円滑な議会運営に努めてまいりますので、どうぞ御指導をよろしくお願いしたいと思います。

本日御審議いただきます平成22年度歳入歳出予算につきましては、次長の方から詳細を説明しますので、よろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 引き続き、黒田次長より決算資料の説明をお願いします。

○黒田議会事務局次長 議会事務局でございます。

まず、平成23年度定期監査における公表事項はございません。

次に、平成22年度歳入歳出決算状況につきまして御説明申し上げます。お手元に配付しております、議会事務局決算特別委員会資料の2ページをお願いします。

歳入について御説明申し上げます。

収入済み額は、諸収入が758万3,000円でございます。これは、政務調査費未使用分の返還等でございます。

なお、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、3ページをお願いします。

歳出についてでございます。議会費全体で、支出済み額は12億3,588万7,000円でございます。

不用額は、2,392万3,000円でございます。このうち本会議開催経費や議員報酬等で構成されます議会費の不用額が1,629万3,000円でございます。これは、海外友好訪問の自粛等による旅費等の残でございます。

次に事務局費でございますが、不用額が763万1,000円でございます。これは、経費節減等によるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○藤川隆夫委員長 以上で、出納局及び各種委員会の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田和貴委員 出納局にお尋ねいたします。利子収入の方が全体で6億9,000万円余あるということで、県自身の基金も含めて運用されているということでございますが、大体、全体の利回りは幾らぐらいだったのか教えてください。

○田上会計課長 22年度の平均の利回りは、0.212%でございます。

ちなみに、21年度は0.419%でございました。

○池田和貴委員 行政の資金運用については、元本が保証されているということでございますが、かなり努力しているのとしてないのでは随分違うというふうに考えております。

そういう意味で、昨年0.419だったのが、ことし0.212になったのは、どういう理由があったのか、ちょっと教えてください。

○田上会計課長 基本的には、県の資金運用につきましては、有利かつ確実な運用ということを基本に運用しております。その中でも特に、運用としましてはいわゆる引き合い、一般で言う入札でございますね、これを中心にしなごう、あるいは相対それから優先とかいろいろありますけれども、そういうものを組み合わせながら資金運用をいたしております。

今回20年度の利率が0.212%でございますが、全国的なこれは本県だけではなくて利率の低下が毎年続いております。

そういうところで、入札いわゆる引き合い等で随分努力をいたしましたが、結果的にはこの利率になっております。いろいろ工夫をしながらやっております。

歳計現金の運用の中には、ちょっと追加しますと、いわゆる債券、国債とかあるいは都道府県債とか、そういうものも活用しながらこの運用をしているというような状況でございます。

○池田和貴委員 わかりました。いろいろ御苦労はあるかとは思いますが、これも知恵の絞りどころだと思うんです。数百万、全体を合わせるとかなりの基金運用になると思いますので、ここはぜひ皆さん方の知恵を絞って、少しでも有利で確実な運用に努めるよう



をお願いします。要望しておきます。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかには……。はい、松田委員。

○松田三郎委員 議会事務局にお尋ねします。次長に。

最終ページになるかと思いますが、議会費の中の、議会事務局ですから後で聞けば済むことでしょうけれども、参考までにお聞かせいただきたいのは、我々は常任委員会、特別委員会で管内、管外視察をしますね。そのときの、例えば1委員当たりの大体の予算とか、1人頭上限がこれぐらいというのが、一応の積算のあれがあって積み上げて大体要望なされると思いますけれども、その額あるいは、それは数年前から変わってないのか、少しずつ減っているのかというような状況が一応というのが、余り細かな話になるとあれですが、例えば1人頭幾らで決めるのと、委員会で幾らと。大体似たような話ですけども、例えば委員の出席人数が少ない場合、多い場合、多い委員会、少ない委員会とこの辺の流用なり何なりというのが柔軟にできるのかどうかということにかかってくるのかなと、最近特にちょっと少ない実感がありますので、参考までにお聞かせいただければと思います。

○黒田議会事務局次長 委員会で、それぞれ行かれる日数も違いますし、行かれる場所も違っている状況ではございますが、一応1委員会で管外視察の場合は12万2,000円といったところでございます。

以前からの変化はどうかということがございますけれども、一応予算としては余り変わってないというような状況でございますが、予算そのものはそんなに大きくは変わってないんですけれども、さっき説明いたしました

けれども、不用額等で旅費等が随分、この議会費でいいますと1,000万を超えるような不用額を出しておりますので、そちらの方で辛抱していると、辛抱していただいているというような状況でございます。

○松田三郎委員 ちょっと待って。不用額が多いから、その分辛抱していただいている。辛抱せぬならこん不用額も少ないという説明ですか、じゃあ。

○黒田議会事務局次長 予算そのものは、さっきちょっと言いましたけれども、変化はしておりませんが、執行のところそれぞれ委員会でも努力をしてもらってますので、不用額のところ出てきているというような状況でございます。

○守田憲史副委員長 12万2,000円と聞いたんですけれども、なかなか厳しいんですよ。これ足りなかったとした場合、例えば15万円だったとした場合、なぜそれを各議員の政務調査費で充てることができないの。何でその根拠と理屈がわからないんですけど。教えてもらえますか。

○黒田議会事務局次長 委員会の視察については、一応公務で委員会として視察に行ってもらっています。そこで、いろんな勉強をしてもらっておりますが、その部分での全体のやりくりについては公費の部分で対応している状況でございます。

先生がおっしゃられるような政務調査費につきましては、議員活動としての調査・研究でございますので、一応そのところは切り分けて対応していただいているというような状況でございます。

○守田憲史副委員長 わかりますけれども、でも使えない根拠にはならないような気がし

ますけれども、その点どうですか。

○黒田議会事務局次長 委員会のときは、どうしても公費の部分で対応ができないというようなときについては、またいろいろ工夫する部分はあると思うんですが、基本的には政務調査費というのは議員さん個人の調査活動ですので、そこの部分はきちり大事に使っていただきたい。委員会の視察の分については公費ですので、そこのところはやりくりをしてでも対応するというようなところで運用しているところがございます。

○守田憲史副委員長 両方とも公費だと思うが。

○藤川隆夫委員長 性格が違うから出せないという話でしょ。そういうふうに言ってもらうと……。

ほかには、ありませんか。田代委員。

○田代国広委員 出納局の守備範囲になるかと思いますが、予算現額と調定額、収入済み額とありますが、予算現額については予算ですから、おおよそこれぐらいだろうというような形で計上されていると思いますが、調定額ですね、調定額とはその後精査した結果、いわゆる確定と申しますか確定と申しましうか、そういった額が調定額だというふうに私は勝手に認識しているんですが、それでいいんですかね。

○田上会計課長 今委員おっしゃいましたように、収入が予定をされる、調定額と申しますか、それになります。

○藤川隆夫委員長 要は、調定額とはどういう意味かという話でしょ。先生が言うのは。

○田上会計課長 収入が予定される額です

ね。あるいは、例えば国の補助金でありますと、補助金の措置がございますので、それを収入される見込み額として調定額として計上するということです。1つの例で申し上げましたけども。

○田代国広委員 調定額になると、ある程度確定的な数字が調定額だというふうに……。その辺で、いいですか。

非常に今回の決算でずっと見てきて、数字が収入済み額がゼロであるというのが非常に多いんですよ。もちろん交付金とかそういったものはゼロになるわけですけども、例えば雑入とかについては、調定が少なくなったりするケースもあるわけですよ。収入済み額イコール調定額なんてなっていないかというふうが気がしたもんで聞くわけですが、例えば、この特定の不用品売り払い収入が91万6,000円ですね。ここで何を売ったか知りませんが、こういう場合は大体、いわゆる売った金がイコール調定になっておるわけですよ。そういうふうと考えていいわけですか。

○清田出納局管理調達課長 管理調達課でございます。

6ページの財産収入のところをお尋ねだろうと思いますけれども、主にこの物品売り払い収入につきましては、不用紙を売却したお金でございますけれども、予算現額につきましては昨年度の不用紙の売却単価をもとに見込みを出しております。実際には不用紙や紙類、廃棄物につきましては、毎年単価の変動が非常に大きくございまして、本年度は昨年度よりもかなり売却単価が、入札の結果高くなりましたものですから、実際のこの調定額が実際の収入額でございますけれども、昨年度に比較しまして不用物品の量はほとんど変わっておりませんが、今回の場合は単価が変わった関係で、予算現額に比較しまし

て調定額が高くなっております。以上でございます。

○田代国広委員 調定額が高いとか安いとかじゃなくして、調定額という性質を考えたときに、この決算書の中でいう調定額とは、収入済み額イコール調定額というふうに、この調べでは受けとめていいというふうに、それでいいんですか。

○藤川隆夫委員長 結局、調定額と収入済み額が同じだから、要は調定額イコール収入済み額と一緒にしないのかという話なんですよ。

○田代国広委員 いや違う逆たい。

○藤川隆夫委員長 逆か逆か。収入済み額がイコールになっているところは、どうしてなのかという話ですよ。

○田上会計課長 収入調定額は一応収入の確定額になりますので、それをもとに今度は実際入ってくる額になってくるわけですね、実際に。ですから、それをもとに入ってまいりますので、今おっしゃるように完全にすべて入ってまいりますと当然、調定額と収入済み額は同額になります。イコールになります。ところが、中にはそれを納めない方がいらっしゃると、収入未済額として一部上がってくる、簡単に申しますとそういうことになるかと思えます。

○田代国広委員 予定額イコールゼロじゃないわけですよ。さっきおっしゃったように、例えば税金あたりは調定額よりもずっと、90%しか収納していないわけですから、調定額イコールゼロになることが本来ならば望ましいんですけども、実際はそうじゃない。今回は、これがその調定額の91万6,000円を

調定したんじゃないかって、売れた金額91万6,000円だったんですよ、恐らく。だから調定のとき変えたんじゃないかというようなことを問うているんです。

委員長よかですか。本来これで調定ならば、例えば担当課でしっかりとこれの見積もりをして、この物品は幾らだというのが調定額にくっとじゃなかですか。それに対して実際幾ら売れたか、高かったか安かったか、それが調定の仕方だと私は思うんですよ。

○藤川隆夫委員長 もう1回、その調定額と収入済み額の話のわかりやすくしてくれんですか。基本的に、調定額というのはもう入ってくるのが決まった額でしょう、入ってくるの見込まれるというか、決まった額でしょう。それで実際に幾ら入ってきたかで収入済み額が幾らになるかの話をしているんでしょう。それで、入ってこない収入未済という話になるわけでしょう。ちょっと説明をしてください。（発言する者あり）

○田上会計課長 確実に収入されるであろう額はもう確定されておりますので、それに対して、それに対応するお金が入ってくるのが収入済み額ということになります。（発言する者あり）

○藤川隆夫委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。質疑はありませんか。はい、わかりました。

それでは、以上で出納局、各種委員会等の審査を終了いたします。

次に、次回は第6回委員会となりますが、明後日2日水曜、午前10時から開会し、土木部の審査を行いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第5回決算特別委員会を閉会いたします。

午後2時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
決算特別委員会委員長